

以上の手當に依り排膿を見ないやうになり、たゞ朝起きたとき尿道から僅かの分泌があり、尿の中に浮游物(淋糸)だけが残つてゐても、再發の可能性があり、且つ傳染力がある。

淋毒性炎症の經過中は種々の併發症が起る。其の大部分は手當の適當でないこと又は不攝生に原因するものである。此の併發症の中には次の如きものが多

い。

攝護腺炎——會陰の中の痛み、或は不快感、尿意頻繁、尿の濁濁にごりがあり、軽い出血を見ることもある。患者は絶對安靜を守り、一日一、二回温湯(四十五度)二五〇瓦を直腸に注入し、二十分間程其のまゝにして置く。利尿劑及び熱い牛乳などを多量に飲ませ、一日三回ウロトロピン〇・五瓦或はアスピリン錠一箇(〇・五瓦)を與へる。

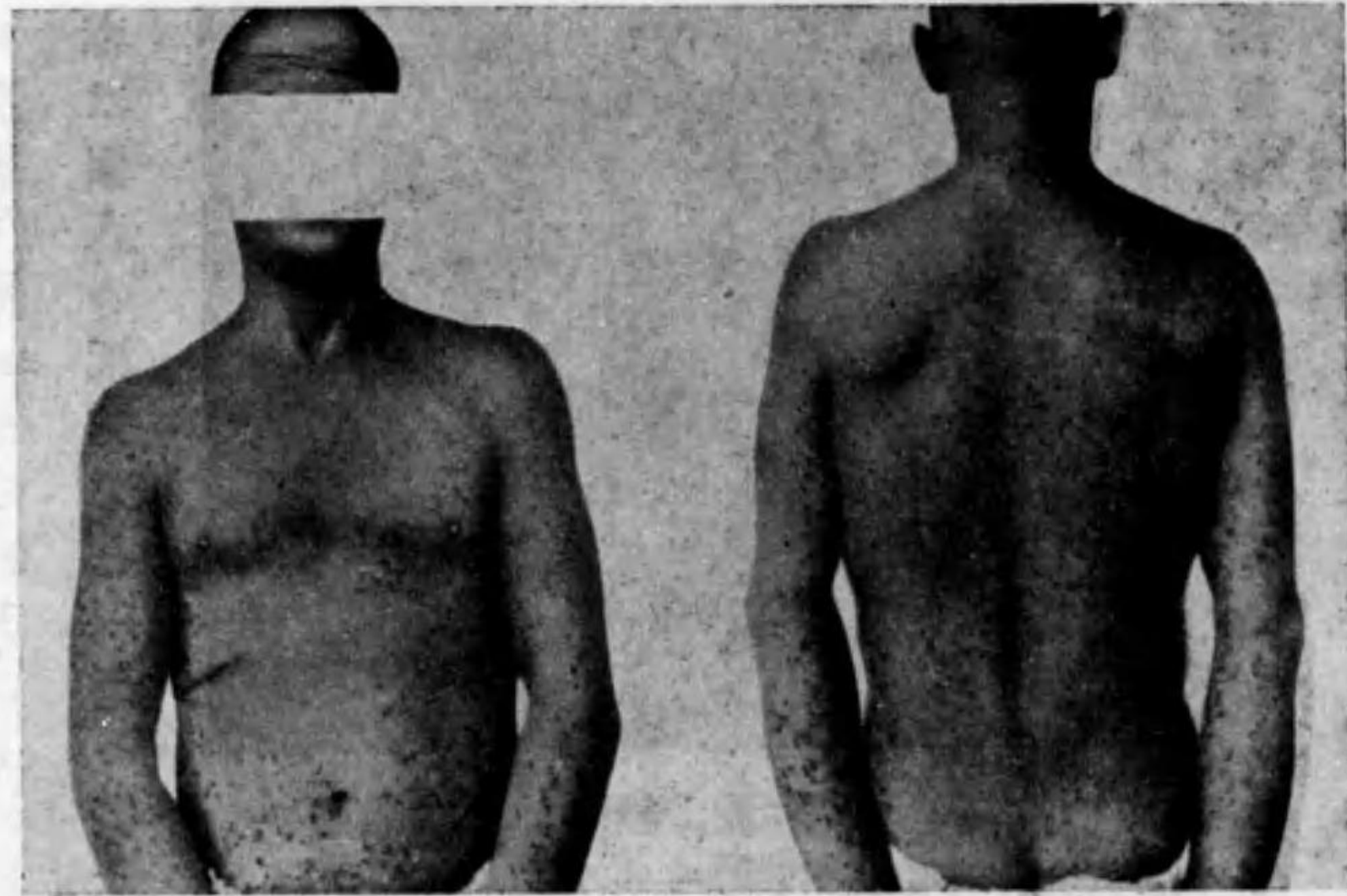
副睪丸炎——副睪丸は睪丸の直後に密著して居り、腫れると兩者の區別は殆んど判らないやうになる。痛みが強く熱が出る。此の併發症を避ける爲め、患者は常に陰囊吊綑帶をしてゐる方がよい。若し發病したならば、臥床して安靜を守り、局所に温濕布を當て、上に油紙と綿を置き提睪帶で陰囊を吊り上げて置く。水を多量に飲み、軽い食事を攝る。一日三回アスピリン錠一箇(〇・五瓦)を

欠

欠

(其の一 前面)

(其の二 背面)



第百二十二圖 微毒第二期—皮膚の發疹

の接觸(陰部或は唇等)に依つて感染する。稀れには患者の使用した物品からも感染することがある。普通、微毒の経過を三期に分つが、各期を明瞭に確然と區分することは出来ない。

第一期は、病菌が組織に侵入して、潰瘍即ち硬性下疳が出来る。此の下疳は一般に感染後三週間で發生するが、短きは十日、長きは九十日にも互ることがある。初めはちよつとした些細の潰瘍で通例浅いが、撮むと板のやうな硬い固塊がある。やがて鼠蹊腺の無痛性腫脹を來たす。

諸所の淋巴腺腫脹、皮膚と粘膜の發疹、脱毛、貧血等を呈する。第二期は病毒が既に全身に擴がつて、第三期はゴム腫と稱する腫瘍が皮膚其の他に發生し、又骨や種々の内臓を侵

す。殊に外観的には何等の症状をも認むることがなくて重要な臓器が侵され、遂には悲惨な状態に陥り死を招くことも少くない。心臓、動脈、脳、脊髓等も微毒に侵され易いのである。

微毒は個人の抵抗力と病菌の毒性の強弱に依り病の進み方が區々であるから、微毒患者は數年間或は一生涯を通じて注意を要する。

患者は専門の醫師に依つて、最早他に感染の虞れがないことを保證されるまで結婚を避け、性交を禁じなければならぬ。

微毒の治療は、初期即ち第一期の中に充分に行へば根治が容易であるが、第二期以後になると根治は困難になる。故に出来るだけ早く手當を受けなければならぬ。此の病を隠して傳染を助長するのは甚だしい心得違ひであることを充分に諭し、隠蔽の弊を矯正することが必要である。微毒は個人に對して危険であるばかりでなく、遺傳の性質を持ち、



第二百二十三圖
微毒第三期——ゴム腫性潰瘍

母體を通じて胎兒に傳染し、爲めに幼兒は成長せず夭折するか、若くは變質、不具、羸弱になる。

微毒性疾患の診断は時に困難のことがある。特に其の特徴が表面に現はれない場合にさうである。硬性下疳は最初極めて浅い糜爛状態を呈するに過ぎないのであるから、生殖器の些細な傷や潰瘍も放置することなく、慎重に手當を加へなければならぬ。特に若し是等が性交後十日か三十日にして發生し、鼠蹊腺の無痛性腫脹を伴つてゐたならば、放置せず出来るだけ早く醫師に相談して、最も近い寄港地に於て、海員の爲めの特設診療所又は専門醫師の所へ行くべきである。病の性質を決定するのは、醫師に依るの外なく、血液の反應は決定の助けとなる。血液の反應は、微毒の極く初期には陰性であるが、此の時期が、前にも述べた通り根治療法の最も有效な時であることを注意しなければならぬ。又陽性反應を呈したものが、治療を加へて陰性となつても、其の後再び陽性になることもある。従つてたゞ一回の陰性の結果を基礎として治療を中止することは危険である。故にたゞ一回の血液反應の結果に安心せず、一年二、三回血液の検査を繰り返し、若し反應が陽性であつたならば、直ちに治療にかゝらなければならぬ。患部が外表に口を開いてゐる期間は、非常に傳染性を有

するものであるから、嚴重な豫防法が必要である。食器、化粧用具、其の他の物品は、個人専用を嚴守すべきである。寄港地に到着するまでの手當としては、潰瘍に朝晩水銀軟膏を塗り、ガーゼで覆ふて置く。

五、性病豫防

此の豫防方法の基礎的事項は次ぎの如くである。

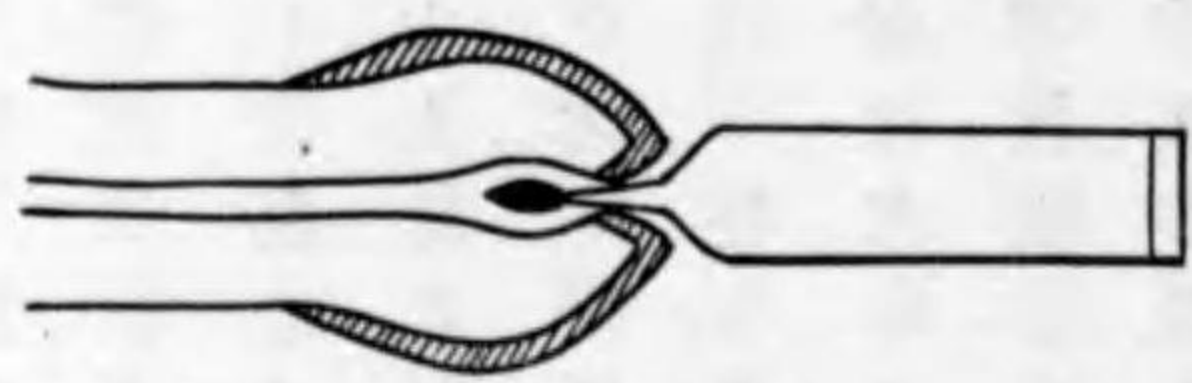
- (一) 性病に關する智識の普及
- (二) 醫學的豫防
- (三) 診斷と早期治療
- (四) 健全な娛樂

(一) 性病に關する智識の普及——青年は適當な性教育を受けて、性病に對する危険を知ることが極めて重要である。此の病の危害は、患者自身ばかりでなく、配偶者は勿論、特に子孫に甚だしいといふことをよく明瞭に説明する必要がある。何故ならば、此の病を正確に認識せしむることに依つて罹病の危険を減少させることが出来るからである。

既に此の注意に就いては前に説明を試みて置いたが、更に完全な組織的な説明を知るには、往々誤謬と誇張を免れない營利本位の通俗的著作物に依ること

なく、權威ある所から出版された書籍、パンフレット等で正しい智識を會得すべきである。

(二) 醫學的豫防——醫學的豫防は、疑はしい性交の直後に注意深い綿密な消毒を行ふことである。之に依つて或る程度まで感染を防ぐことが出来るが、本來不純な性交を節制するのが最もよいことはいふまでもない。賣笑婦はたとひ



第二百二十四圖
尿道注入のクリーム豫防

官憲が衛生的取締をしてゐても、之に絶對的安心を置く譯にはいかない。其の他自制心を薄弱にする過度の飲酒を避けて、感染の機會を少くしなければならぬ。又次ぎの如き方法に依つても相當の効果を擧げることが出来る。即ち性交後直ちに放尿して、生殖器を注意深く水と石鹼で洗ひ、特に龜頭と包皮の境の所に念を入れ、洗つたらばよく拭ひ、尿道に豫防クリームのチューブの先きを深さ一糶位ぬ入れてクリームを注入する。次に龜頭、包皮の全體にクリームを塗擦する。消毒は早い程、

其の効力が大である。若し出来るならば、疑はしい性交後は直ちに之を行ふべきである。此の方法は之を性交前にも用ふれば、或る程度まで擦過傷を防ぎ病毒侵入の門戸を閉ざすに役立つものである。然しながら之を使

用しても絶對的に感染の危険から免れるといふ譯ではない。ルーデサツクは新しく、破れないものを用意して使用すれば効果がある。

(三) 診断と早期治療——診断と早期治療の重要なことは既に注意したが、微候が消えても完全に治癒した譯ではない。例へば少量のサルバルサン劑を注射し、其のまゝ治療を中止する人を屢々見受けるが、此のやうな不完全な治療は、本人にも周囲の者にも危険である。即ち傳染の憂ひがあり、後日の治療は困難になる。治療は總て適當で、繼續的で、徹底的でなければならぬ。世の中には、往々尤もらしい名稱を付け、誇大の效能を並べ立てた賣藥があるから氣を付けなければならぬ。例へば少量の丸藥を服めば、局所治療を施さずして淋毒性炎症や微毒が癒るといふが如き類である。此の種の賣藥で外面的の微候の消える場合もあるが、其の爲めに却つて徹底的治療の時機を失ひ、不幸の結果を見るやうになる。尙ほ患者が心配してゐる如く果して本當に病に罹つてゐるのかどうかさへ疑はしい場合もあるから、専門醫の診断が必要である。或る國では重要港に海員の爲めの性病診療所が設けられ、總ての國の海員が適當の治療を無料で受けられるやうになつてゐる。

(四) 健全な娛樂——海員は健全な趣味のある娛樂を好む習慣を養ふ必要がある。國を離れ家族と別れてゐる爲めに動もすれば酒と賣笑の巷に走るやうになり、遂に病を得て、仕事は出來ず、本人も雇傭者も共に不利を招くのである。それ故、各自は讀書、スポーツ、體操、遠足等善良なる趣味、娛樂を求め、又一船の首腦者は之が善導に努むべきである。

六、疥癬(ひぜん)

疥癬は、表皮の下に寄生蟲の侵入することに因つて起り、一般に指間、腕關節屈面、下腹部、陰部、内股等に多く、頭、頸、背には出來ないのが普通である。

初め小さな丘疹を生じ、痒みを覺え、特に夜間褥中で暖まると甚だしい。爪で搔く爲め表皮を破り、膿を持ち、痂皮を作る。

患者に直接觸れ、又は患者の觸れてゐた物品に接觸した場合に感染する。之を手當としてはタールペースタを各患部に塗り、十回から二十回摩擦する。之を毎日一回行ひ、それが爲め激しく皮膚を刺戟する場合は、亞鉛華澱粉を撒布して置く。ミチガール、スカポール又はスーセオール等を擦り込むのもよく、是等がかぶれる心配はない。肌著と敷布は度びく取換へ、熱湯に浸して置いて、後ちに石鹼で洗ひ、衣服は熱したアイロンをかける。又洗濯の出來ない場合は

十五日か三週間着用せず放置すれば、大抵寄生蟲は死滅する。若し船内に疥癬患者が発生すると廣く傳播するから、健康診断をして、患者が有つたらば、上記の方法を用ひて病の傳播を防がなければならぬ。

七、濕疹

濕疹は屢々見る皮膚病で、非常な痒みを伴ふ。之には急性(濕性)と慢性(乾性)とがある。急性型は、皮膚の一部分に炎症を起し、其處に斑點或は小水疱を生じ、之がつぶれて黄色透明の液體を滲出し、此の滲出液が乾けば後に痂皮が出来る。慢性のものは滲出が無く、皮膚が硬くなり痒いものである。

濕性濕疹には、軟膏も白色ワセリンも使用せず、醋酸アルミニウム液の濕布を當て、又は亞鉛華オレフ油を薄く塗布する。乾性濕疹にはタールバスタが有効である。濕疹と他の病氣(例へば微毒)との判別は非常にむづかしいから、皮膚に發疹したならば、何時でも醫師に相談しなければならぬ。

八、蕁麻疹

蕁麻疹は、蕁麻にかぶれたり水母に螫されたときのやうに皮膚に大小不同の高まつた發疹が出来るのを特徴とし、痒みが強い。體質に依りモルヒネ、キニネ、アンチピリン等の藥劑の服用、或は蝦、蟹、カビア等を攝取した場合に

起る。腸と胃の慢性疾患ある人は、特に本病に罹り易い。治療は一日二回アスピリン錠一箇(〇・五瓦)を服用し、患部の皮膚はアルコールで拭ふ。若し食物の中毒で發疹した場合は、硫酸マグネシア一五瓦等の下劑を與へる。

九、帶狀疱疹

帶狀疱疹は赤い斑紋の上に、群がつた小水疱の出来る急性發疹で、身體の片側だけに發生する。發病數日後に小疱は乾燥して痂皮を形成する。患部は不快で、通例發熱と苦痛を伴ふ。有熱中は臥床を要する。發疹には亞鉛華澱粉を撒布し、乾燥ガーゼを當て、繃帶する。疼痛を鎮める爲めには、一日二、三回アスピリン錠一箇(〇・五瓦)を服用する。

一〇、汗疹

氣温が暑く汗の多い場合に出来易く、皮膚に無數の微細な赤い丘疹が出来て痒く、其の頂點には小水疱がある。手當としては、亞鉛華澱粉末を撒布する。又熱い濃厚な硼酸水を塗るのも有効である。

第五十二章 眼の病

一、眼の異物

眼に異物が入ると、ころ／＼する異物感が起る。之は異物が角膜を刺戟する爲めである。此の異物を除くには、先づ第一に、角膜を麻痺させる爲め、數回間を置いて一％コカイン水の二、三滴を點眼する。次いで強い光に照らして、



第二百二十五圖 上眼瞼の翻轉法

眼の各部を検査するのであるが、それには二本の指で眼瞼を開き、患者に眼球を上下左右に動かさせながら、各部分に照らして検べる。角膜、眼球、結膜と順々に調べて行つて、其處に何も異物を發見しなかつたならば、眼瞼内面の結膜の上を見る。結膜の行詰りは袋の底のやうな形になつてゐる。上部の眼瞼内面を見る方法は、圖解にある通り、患者には下を見るやうに命じ、示指で眼瞼の縁を撮み、速かにひつくり返すのである。異物を發見したならば、綿の小片或は清潔なハンカチの角で之を除き、微温湯又は硼酸水で洗眼する。

洗眼器が無い場合には、匙で眼の中に注いでもよい。以上の方法は異物が結膜や角膜に入つた場合に應用されるので、若し異物が角膜の中に刺さつたり、或は更に非常に深く入つたりした場合には、之を摘出した後、取出さうとして眼を傷つけ、病菌の感染を起す虞れのあるやうなことをしてはならない。此の場合にはなるべく早く眼科醫の診察を受けるがよい。それまでは二％硼酸水濕布を當て眼帯をする。痛みが激しければ一％コカイン水を一、二、三回點眼する。眼の中へ異物の入るやうな危険な仕事に従事するときは、保護眼鏡をかける。尙ほ一％コカイン水を何回も點眼し、其のときは眼頭を指先で數分間押さへて置く。

二、眼瞼縁炎

眼瞼縁炎とは、眼瞼の縁の睫毛の根の所が糜れるのをいふのである。多くは結膜炎のときに併發する。

手當は朝夕〇・五％硫酸亞鉛水を點眼し、三％硼酸ワセリンを眼瞼縁につけ、二％硼酸水濕布を當て置く。

三、淋毒性結膜炎(膿漏眼)

眼の淋毒性結膜炎は、初め單純なカタル性結膜炎の形で現はれるが、間もな

く急激に増悪して、赤く腫れ膿が出る。適当な治療を早く施さなければ、炎症は深部に及んで、角膜に潰瘍を作り、高度の視力障害若くは失明を來たす。傳染は多くの場合自己又は他人の尿道の淋毒性分泌物が、手又は手拭其の他の物品を介して眼に入ること起因する。一眼から他眼へ傳染し易く、又他人の眼へも傳染する。眼が赤くなつて、眼瞼が腫れ、膿性分泌物が多いときは、直ちに専門家の治療を乞はなければならぬ。若し之を怠ると失明することがある。醫師の診療を受けるまでの處置としては、冷濕布を施し、屢々冷たい硼酸水で洗ふ。

化膿が始まつたならば、半時間毎に二%硼酸水で洗ふ必要がある。其の外、一日四回一%硝酸銀水を點眼し、直ちに生理食鹽水(○・八五%)で中和洗滌する。此の場合出来るだけ、眼瞼を眼球から離すやうにする。指先や洗眼器などが角膜に觸れることは絶対に禁物である。一方の眼には、病眼の分泌物が入らぬやうに、保護綑帯をする。腫れが退き、膿の流出が少なくなつたならば、一日四回だけ硼酸水で洗ひ、點眼に使用する硝酸銀溶液の濃度を○・二五%まで減らす。硼酸水の用法は分泌物がある間續ける。患者の手當をする人は清潔に注意し、特に手は處置の都度消毒して、自身及び他人に感染させないやうに注意しな

ればならない。

四、トラホーム

第四十八章「熱帶諸國に於ける傳染病と寄生蟲病」の一三「トラホーム(顆粒性結膜炎)」の部を見よ。

五、夜盲症

夜盲症は、晝間光線の充分ある所では視力に異常が無く、夜間又は光線不充分の所では著しい視力障害を呈するものである。其の狀鳥類に似てゐるので俗に「とり眼」といふ。視力障害は特に夕方に著しい。此の病は營養障礙(ビタミンA缺乏)の爲めに起り、又眼底病の一徵候として現はれる。太陽の直射に眼を曝してゐると夜盲症を起すことがある。榮養の缺陷に起因する場合は、患者の食餌を改良し、ビタミンAを多く含む肝油の如きものを與へる。(第二章五の(ロ)「ビタミン」の部並に第四十九章の二「壞血病」の部參照)

六、晝盲症

晝盲症は、明るい所に於ける視力が、薄暗い所に於ける視力よりも却つて減退するものである。煙草或は酒類の濫用に因る視神經の病に現はれ、又は角膜や水晶體の中央に濁(にごり)があるときに起る。前者に在つては煙草或はアルコール

の使用を減ずるか、又は絶対に禁止すれば正常に復することが出来る。之に反し、使用を持続すれば恢復は望まれない。下等な酒にはメチルアルコールを含み有してゐることがあるから氣を付けなければならぬ。之は視力にとつて非常に危険なものである。

第五十三章 耳の病

一、外聽道の異物



第二百二十六圖 注射器で耳を洗ふ圖

外聽道の耳垢が大きくなつて、完全に外聽道を充塞してしまふことがある。耳垢と外聽道壁の間に僅かな隙がある内は、何の障礙も起らないが、耳垢が濕潤して膨大すると、耳鳴と難聽が起り、ひどい騒音の中で話を聴いてゐるやうになる。此の場合には、最寄の専門醫師に相談するがよい。健康耳に入つた豆、砂、蟲等を出すには、耳翼を上後方に引上げ、外聽道の彎曲を眞直にして、他方の手で大型

の注射器(針を附けず)の口を耳の入口に入れ、此の場合奥に深く入れず、外聽道の後壁に斜めに向け、靜かに、然し充分な壓力を以て微温湯を注げば、水は外聽道壁と異物の間を通つて、異物を外に流し出す。洗滌を數回繰返しても異物が出なかつたならば、微温のオレフ油を茶匙に一杯外聽道に流し入れ、綿で耳に栓をして、醫師の手當を待つ。種々の道具を使つて異物を下手に出さうとすることは危険であつて、患者の死を招くことさへある。

二、外聽道の腫物(癭)

外聽道の腫物は、外聽道を爪や耳搔などで爬いたときに多く起るものであるが、然し濕疹や中耳からの膿の刺戟に因つても出来ることがある。一般に疼痛が激しく、頭痛と發熱を伴ふ。外聽道の壁は腫れて狭くなり、或る時は完全に塞がつてしまふ。耳の附近の淋巴腺は腫れ、疼痛がある。數日或は一週間後には腫物が自開して濃い膿が出る。此の腫物は屢々再發することがある。

手當は、口を開かぬ間は硼酸軟膏又は白降汞軟膏を塗つた脱脂綿で、外聽道に稍々固く栓をし、耳及び周圍全體に二%硼酸水濕布を當て、其の上に氷嚢を置く。痛みを軽くする爲めにアスピリン錠一箇〇・五瓦を與へる。腫物が破れた後は、オキシフル又は硼酸水で潤ほした脱脂綿で拭ひ、〇・一%乳酸エトオ

キシチアミノアクリヂン水(リバノール水)に浸した小ガーゼ片を入れ、綿の栓をする。一日一、二回之を交換し、排膿と腫れと痛みの無くなるまでは硼酸水湿布を當て、置く。

三、中 耳 炎

鼻と咽喉の炎症は、咽喉と中耳とを連絡する管(歐氏管)を経て中耳に擴がることがある。又麻疹、猩紅熱、流行性感冒等の傳染病から中耳炎の起ることがある。此の病は疼痛、耳鳴、難聴、耳部の壓迫感を以て始まる。此の感じは特に耳の前部、下部、後部にあつて、普通數時間續く。中耳炎には通例發熱と嘔吐を伴ひ、特に嘔吐は幼兒に見るところである。病が始まつてから數日後に鼓膜が破れて、血液の混つた液體が流出するが、之は直ぐ膿狀に變化する。鼓膜が穿孔すれば症狀は緩和し、熱も降つて、大抵は數週間で治癒する。

手當は鼓膜穿孔前には、耳全體に2%硼酸水湿布と氷嚢を當てる。數日間靜養し、軽い食事を攝らせ、緩下劑を與へる。痛みを鎮める爲めに、アスピリン錠一箇(〇・五瓦)を與へる。鼓膜穿孔後は、消毒した脫脂綿の小片で、外聽道へ出た分泌を拭ひ、〇・1%乳酸エトキシチアミノアクリヂン水(リバノール水)に浸したガーゼ小片又は單に消毒ガーゼの小片を軽く外聽道に入れ、小さな綿

の栓をする。痛みが無くなるまで耳全體に硼酸水湿布を當てる。中耳炎患者は、出来るだけ早く専門醫師に相談しなければならない。蓋し耳の炎症は永久の聾となり、或は腦膜炎を起すことがあるからである。

第五十四章 精神異常

一、性格の異常

船長が一通り精神異常の徴候を知つてゐることは非常に有益である。乗組員には精神の均衡がよく保たれてゐる者を選ぶべきである。それには彼等と直接に會話をして見れば精神状態の大體の見分けがつく。尙ほ豫め研究準備した質問を行へば一層判明する。精神の不完全者は、往々頑固で、粗忽で、怒り易いものである。故に斯かる者は急速な判断と共同の生活を必要とする海員のやうな職業には適さない。

又一方に於て既往の疾病を調査し、再發の危惧がある者は避けなければならぬ。特に癲癇などは考慮する必要がある。

神経に缺陷ある者或は精神錯亂を起した者は、海員になることは出來ない。即ち長く續く疲勞や、夜間の當直に依る睡眠不足は、鎮靜してゐる病氣を再發

せしめるからである。言語、動作、服装等の観察は精神状態判断の参考となる。例へば手指の震顫はアルコール、コカイン、モルヒネ等の慢性中毒の傾向を示し、瞳孔の縮小又は強直はモルヒネ使用者の疑ひがあり、瞳孔の左右不同は或種の神経病者に起るものである。

若し不幸にして船内に精神病患者が出来た場合は、船長が監視して、之を下船させなければならぬ。其の下船後は、直ちに患者の家族とか検疫官とか充分責任を負ふことの出来る人に委ねなければならぬ。

診断の重要

患者が譫妄状態を示した場合は、それが精神病の爲めであるか或は傳染病の發熱に因る譫妄であるかを確める必要がある。それには、體溫計を腋窩に入れ、て檢溫する。(直腸や口の中に入れて計ると、之を壊す場合がある)。肺炎、流行性感冒、腸チフス等でも譫妄を伴ひ、痴呆の徴候を示す。然し三、四日間朝晩の體溫が正常であれば、檢溫はそれ以上續ける必要はない。

慢性アルコール中毒の震顫譫妄は時に發熱を伴ひ、或は發病に先だつて發熱する。其の發熱は非常に高いことがある。兎も角も是等の病は傳染病、非傳染病の場合を通じて、常に観察と監視が必要である。此の場合、若しそれが傳染

病ならば、消毒と豫防方法を講じなければならぬ。

二、興奮性又は躁暴性患者の手當

(イ) 看護人の心得

船長は、興奮性又は躁暴性患者の看護人には適當の者を選ばなければならぬ。機智に富み、同情深く、同時に忍耐強く、穩かで、注意深い者でなければならぬ。加之強壯で、精神的に健全であることが必要である。看護人は、患者の奇怪の態度も、それが病氣の徴候であり、そこが病人なのだと思念し、彼には最早良心も責任も無いものと考へなければならぬ。其の考へが間違つてゐることを敢て説明する必要はない。反對すれば、たゞ苛立たせるだけである。(落付いたとき穩かに説明するのは差支ない)。患者の間違ひを指摘して長い間議論や會話をしてはならない。患者に不安を起させ感情を動搖させるやうなことを話してはならない。常に優しく接し、嘲笑したり、面前で患者に就いて第三者と話してはならない。精神が錯亂しても、或る行爲や言葉は理解し得るから、それを後になつて明瞭に思ひ出すこともある。簡易な遊戯や讀書は出来る。然し其等は簡易なもので、興奮させたり、刺戟させたりするものは避けなければならぬ。

患者に繪を描かせたり、字を書かせることもよい。手紙は要領を得ぬことが多いが、他日の参考として保存して置く方がよい。例へば近親者が患者の疾患を信じないやうな場合に證據となる。患者に届いた封書は、症状に依り慎重に取扱ふ方がよい。

看護人は、患者に責任能力が無いといふことに注意しなければならぬ。従つて看護人は患者と物の賣買をしたり、又患者から物を貰つたりしてはならない。重要な書類に署名させたり、約束したりしてはならない。

看護人は毎日患者の状態に就いて簡略な記録を作り、後に診療する醫師の便利に供へるがよい。此の記録は身體の状況の記載で、睡眠、食慾、便通などの機能に關するものである。又精神状態に就いても、會話の概略、譫妄の内容等を記載して置く。

監視と手當の方法は後に説明する。看護人は尊大振つて患者に命令をしたり、嘘を言つて患者の不信と反抗を増すやうなことをしてはならない。

(ロ) 躁暴性患者の拘束

激しく興奮してゐる躁暴状態の患者を捉へるに、暴力を用ひてはならない。普通、強壯な三、四人が共同して之を行ふのである。是等の人、靜かに患者

に近づいて、一人は穩かに患者の面前に立ち、他の者が患者の手足を捕へ、或は敷布で患者を包む。斯様にして隔離室まで運ぶのであるが、縛るには、紐を使用すれば血液の循環を阻碍したり、其の他の危険を伴ふことがあるから、幅廣の布のやうな物を使用するのがよい。若し患者が武器を持つてゐたならば、ホーズで水をかけるがよい。

(ハ) 鎮靜法

患者が動けなくなつたらば、直ぐ金屬製のコップで、鎮靜劑として水に溶かしたブロムカリ二瓦か、バルビタール錠一〇筒(一瓦)を與へ、若し患者に憂鬱的な徴候を見た場合には、二、三十滴の阿片チンキを與へる。患者の抵抗、症状の程度に應じて、三十分乃至一時間の間隔を置いて投藥を繰返す。鎮靜劑の使用期間と用量は出来るだけ早く無線電信に依つて其の指示を求めなければならぬ。

患者が言ふことを聴くやうになつたならば、鎮靜手段として微温浴(三七度―三八度)に入れる。半時間から、更に必要ならば、數時間に亘つて之を行ふ。常に新たに湯を足して、所要の温度を保つてゐなければならぬ。若し患者が逆上せたらば、顔に冷濕布を當てる。外界の温度が非常に高い場合であれば、湯

の温度は周囲の温度よりも低い方がよい。若し温浴が出来ず、或は患者が激しく興奮してゐるやうならば、熱い湯に浸した敷布を絞つて、頭だけ出して全身を包み(湿性纏包)、其の上から又毛布で覆ひ、反抗出来ぬやうにする。患者を獨りで放つて置くのはいけない。此の纏包は一時間以上長く続けられない。患者は非常に發汗するものであるから、ハンケチで顔を拭ひ、額に冷湿布を當てる。若し患者が疲れ果てたり、様子が悪るかつたり、寒がつたりしたならば、直ちに纏包を取去り、包んだ敷布を除けて、静かに體を拭き、服用出来れば、鎮靜劑を與へて眠らせる。若し患者の具合がよければ、一日幾回も入浴をさせる。患者はよく麻酔劑を集めて服用し自殺することがあるから、鎮靜劑は必ず看護人自身が與へねばならない。脈搏の微弱・頻數等、心臟衰弱の徴候があつたならば、一日三回デギタリスチンキ二十滴づゝ又は安息香酸カフェイン〇・五瓦づつを與へて、患者を靜かにさせなければならぬ。

便通をよくすれば患者を落付かせる効果があるから、必要ならば灌腸する。

三、躁暴性患者の監視

躁暴状態の患者は、自他の生命を顧慮することなく、器物を破壊し火を付けたり亂暴を働くから、常に監視しなければならぬ。

斯かる患者に對しては、傳染病患者に對する如く、病室として使用出来る船室を用意して置くべきである。此の室には浴盤を備へ、患者が亂暴することの出来ないやうに道具は總て取去つて置く、船窓と戸は必要な場合には嚴重に密閉されるやうに工夫しなければならぬ。燈火は天井に取附け厚い硝子で覆ふ。手の届く所には總ての什器殊に剃刀、小刀等を置いてはならない。首を縊つたり他人の頸を絞めたりすることのないやうにバンド、ズボン吊、紐類を取り去り、又寢具の覆布も敷布も取去り、側に置かないやうにしなければならぬ。躁暴性患者は身體を壁に打付け、負傷することがある。之を防ぐ爲めには蒲團を臨時に船室の壁に綴ぢつけるとよい。それでも船室の床に頭を打付けて骨折した例があるから、患者が亂暴を働く間は、一人で置いてはならない。洗面所或は便所に行く場合にも監視してゐなければならぬ。其處でどんな危険なことが起るかも知れないからである。患者は獨りになりたいた爲めに、よく何か探しに行くのだなどいふ口實の下に、獨りになつて、自殺したり、或は歸つて來たときに、隠してゐた物で看護人に亂暴したりすることがあるから、看護人は常に交代して、不在の機會を作つてはならない。躁暴状態が止んで、落付いたとき(此の期間は非常に短いのであるが)、患者を

甲板に出し、大氣中で散歩させる。勿論、看護人が附いてゐなければ、歩かずにたゞぢつとしてゐて、寒さの爲めに風邪を引いたり、太陽の爲めに逆上せたりするから、力めて歩かせる等適當に注意すべきである。患者を甲板の手摺に寄りかゝらせたり、廣い場所へ連れて行つて、自殺の誘惑を感じさせてはならない。尙ほ長い間、鎮靜状態を示してゐても、突然躁暴發作を來たすものであるから、看護人は少しも注意を怠つてはならない。

四、精神病患者の手當

(イ) 榮 養

患者には滋養のある食物を必要とする。若し患者が食物を咀嚼せずに食べる場合には、牛乳、重湯、粥、其の他流動食又は半流動食を與へる。飲料水は充分與へてよいが、茶、濃いコーヒーを與へてはならない。特に酒類は絶対に禁止する。

患者に依つては食事を拒絶することがある。或は食事を攝らずに、自殺しようとする者もある。看護人は親切と物柔かい態度で食事をさせるやうにしななければならぬ。或は、人が見てゐると食べない患者がある。飲物だけを攝つて、固形物を攝らなかつたなら、卵や牛乳やクリーム等の如き滋養ある流動物を與へる。或る場合には、醫師の指示に従つて、胃カテーター或は滋養灌腸に依つて榮養を與へなければならぬこともある。

然しながら、食事は過度に與へてはならない。患者の憔悴は、精神症狀がよくなるに従つて恢復するものである。又患者の中には結核に罹つたり、其の他醫師の指示を要するやうな種々の場合が起るものである。

(ロ) 其の他の手當

若し患者が靜かに眠つてゐる場合、必要もないのに起すのはよくない。起きたならば、直ぐ自分で洗面するやうに仕向ける。若し眼が開かないならば、眼を2%硼酸水で洗ひ、眼瞼を開いてやり、唇が乾くなら、硼酸水で濕してやる。爪も短く切つてやる。顔は看護人が安全剃刀で剃つてやるやうにしなければならぬ。

患者が長く動けない場合には、褥瘡に注意しなければならぬ。又便通に注意し、若し便秘して食慾の無いときは、灌腸或は緩下劑で便通をつける。尙ほ排尿も規則正しくあるやうにする。若し床の中で大小便をするやうならば、護謄布(第九章の三「傷病者に對する手當」の部参照)を入れてやる。一日數回便所に行くやうに奨める。此の方法が充分に行へなかつたならば、一日、一、二回

朝晩灌腸する。若し尿失禁(尿が少しづつ、不随意に漏れること)が起つたときは、時々ゴムカテーテルで尿を取つてやる。

五、癲癇の發作と其の手當

癲癇は多くは先天性のもので、一生涯續くこともある。又其の發作も一日に數回繰返すことがあり、反對に間隔の長いこともあつて、時に數箇年に一度といふやうなこともある。典型的な癲癇の發作は、不意に起り、最初、顔が蒼白になり、叫び聲を發し、遂に棒のやうに倒れ、痙攣を起す。瞳孔は強直し、光に對して何等の反應が無い。此の發作は數分間に互り、顔は充血して、口からは泡を出し、時には舌を噛んで、血を出すことがある。又往々糞尿を無意識に漏らす。尙ほ痙攣が次第に鎮靜して來ると、鼾聲を發して深い睡眠に陥る。次いで徐々に意識を恢復するが、發作中の出來事は全然知らないのである。多くは數日間頭痛と疲勞を残す。

發作が夜間睡眠中に起つて、自ら知らないことがある。然し舌を噛んだ痕や、大小便の無意識的漏洩や、醒めた後の頭痛と疲勞の感覺で判る。時としては、耳鳴、色彩感覺、其の他の錯覺等發作の前兆を感じ、之に依つて或る程度の準備をすることが出来る。此の場合患者は横になり、衣服を弛め、靴を脱ぎ、義

齒は嚙下しない爲めに外す。

發作が始まつたならば、患者に逆らはず、たゞ負傷させないやうに氣を付ける。頭の下には枕か敷布を入れ、舌を噛まないやうに、齒の間に、嚙み込めない物、又は噛んでも壊れない物を入れる。若し嘔吐したならば、頭を横に向け、窒息しないやうにする。頭に冷罨法をする。發作後は横臥させて、完全に意識を恢復するまで、起さないやうにする。

癲癇患者が船に乗組んだ場合には、夜間發作して床から落ち、傷ついたりしないやうに注意して置かなければならない。

發作の數を少くする爲め、總ての酒類を嚴禁しなければならない。無線電信に依り醫師の指示を受けるまでは、一日三回冷水に溶したプロムカリ一瓦又はルミナル(フェノバルビタール)〇・一瓦を服用させて置く。其の後は醫師の指示に従つて服藥を續ける。出来るだけ早く専門醫に診せ、確實な治療を受けなければならぬ。

六、慢性のアルコール中毒に因る精神障礙

アルコールに因る慢性中毒は、胃、肝臓、心臓、腎臓、血管、腦、神經等の故障を來たし、従つて消化、循環及び精神の諸機能に障礙が起る。

此の中毒は患者の衰頹と早期の老廢を招く。唯一の治療法は、酒を嚴禁することである。

慢性アルコール中毒は、神經に重大な障礙を起すものである。即ち興奮、焦躁、幻覺、猜疑と強迫觀念から起る譫妄等で、是等が極度に進めば暴行や自殺をする。茲にはたゞ急救手當を要する震顛譫妄症の徵候だけを記載して置く。此の譫妄症は、過飲或は興奮、感動、傷害、手術、傳染病等に續いて急に起るもので、特に飲酒家の傷害や傳染病の場合には、診斷を誤まらせ、傷病の経過を複雑にする。譫妄症でも靜かな者もあるが、又亂暴する者もある。此の發作は、恐怖などの幻覺から起り、發作に先だち頭痛と興奮と發熱が起る。患者は全身並に顔面の筋肉を震はせ、寢床から離れ、物を壊し、何にでも双向ひ、幻覺を通れようとして、自殺さへ企てるやうになる。斯かる場合はたとひ自殺は阻止されても、心臟と神經の衰弱の爲め大抵急激に死亡するのが普通である。鎮靜劑として一度に阿片チンキ二十滴(二十四時間以内に百滴以上與へてはならない)を與へ、出來れば、尙ほ抱水クローラル一瓦を與へるとよい。或はバルビタール錠五箇(〇・五瓦)を與へる。亂暴する者は濕した布で包み(濕性纏絡)、安靜にさせ、充分な榮養を攝らせる。特に初めは半流動食がよい。若し心臟が弱

つてゐるならば、ヂギタリスチンキ二十滴又は安息香酸ソーダカフェイン〇・五瓦を與へる。(第四十二章の一「心臟病」の部参照)

七、慢性麻藥中毒に因る精神障礙

モルヒネ、阿片、コカイン等を反復濫用すると、羸瘦、皮膚蒼白、無數の注射癍痕、瞳孔縮小(コカインの場合には反對に散大)、指先の震へ等肉體的徵候の外に、不安、不眠、幻覺、譫妄、氣質の變調等を呈し、道德と精神生活に缺陷を來たすやうになる。是等麻藥の常習者が其の使用を全く絶たれると所謂禁斷症狀として、苦悶、不穩、震顛、ヒステリー様痙攣、虚脱等を呈することがある。手當としては、麻藥の禁止が必要であるが、急に止めると、禁斷症狀を起し、方法手段を擇ばず麻藥の入手を企て、嚴重な監視を要するから、入院させなければならぬ。それまでの間は、代用鎮靜劑を與へ、已むを得ない場合は、漸減的に其の麻藥の使用を許さなければならぬこともある。患者は多くは榮養が衰へてゐるから、滋養の多い食物を與へる。

麻藥常習の惡癖は、若い船員が眞似たがるものであるから、此の點にも注意する必要がある。

第四篇 妊娠と分娩と流産

第四篇 妊娠と分娩と流産

第五十五章 妊 娠

妊娠してゐる婦人、特に臨月に近い婦人は、よく／＼必要に迫られた場合の外、長い航海をするのを避けなければならない。航海中に屢々流産又は早産をすることがある。分娩は、助産婦の手を要するのであるが、若し助産婦がゐなければ、看護及び育児に経験のある者に依るの外はない。是等の看護人は、清潔好きで親切で、次に述べる事柄を理解し得る者でなければならぬ。

産婦に用ひる物品、殊に産道に挿入する器械類は、細心綿密な消毒が必要である。之を怠ると産褥熱を起し危険な結果を惹き起すことがある。手及び使用する器具の完全な消毒は、看護人の責任として、是非とも守らなければならぬ。

一、妊婦の衛生

妊娠してゐる婦人は、乗船する前に醫師の診察を受け、航海しても差支なきや否やを確かめ、航海中に守るべき衛生上の注意を受けて置かなければならない。

若し妊婦が嘔吐するやうならば、軽い食物を少量づゝ何回にも分けて攝り、一度に多量を攝つてはならない。飲物は食事の後だけにする。嘔吐が増悪した場合、或は他の病が併發した場合には、其の手當は無線電信に依つて醫師に相談するがよい。

腎臓の機能

妊娠の後半期から、妊婦は尿意の頻繁を來たすが、之は子宮の内容が増大して膀胱を壓迫するからで、病的の現象ではない。然し若し尿に惡臭があり、排泄時に苦痛があるならば、膀胱に炎症を起してゐるのであるから、酒類を禁じ、他の飲料を多量に飲んで、尿量を多くすべきである。即ち二十四時間内に、一立乃至二立の量を飲むのである。若し船量其の他の理由で飲物が攝れない場合は、茶匙一杯の鹽を一立の湯に溶かして注腸する。妊婦には乳養食を與へ、尙ほ果物と蔬菜を適當に與へる。又一日三回、ザロール〇・五瓦づゝ又はサリチル酸ソーダ錠四箇(一瓦づゝ)をコップ一杯の温湯に溶して與へる。此の方法で急性徴候が減退したならば、毎日攝る液體の量を減じ、ザロールを一日一瓦にする。若し腎臓に故障があれば、出来るだけ早く醫師の指示を求めらる。

妊娠中腎臓の機能に異常があれば、一般に尿量が減り、尿の中に蛋白が現は

れるから、之を検査しなければならない。尿に依つて排泄される水分が組織の中に残存し、其の結果、先づ脚に浮腫むくみが現はれ、續いて他の部分にまで及ぶ。此の場合は床に就かせ乳養食を與へる。尿の蛋白が減少したならば、更に果物と蔬菜を適當に與へる。腎臓の故障は子痲と呼ぶ痙攣の發作を招き、母子共に死に陥る危険がある。子痲の發作は衄血はなぢ、眩暈めまい、頭痛、視覺の錯亂を前兆として始まる。若し此の徴候と共に強度の蛋白尿が現はれたならば、水二立に一瓦の乳糖を加へたものだけを飲ませる。或る場合には發作が何等の前兆も無く起ることがある。之は尿毒症の急性發作と同様に、昏睡を伴ふ痙攣發作である。發作の治療には抱水クロラルを與へる。之は牛乳の中へ四瓦乃至八瓦入れて灌腸するのである。發作の後數日は總ての食事を禁じ、乳糖を加へた水だけを與へる。醫師の指示を得ることに努め、妊婦は出来るだけ早く病院に入れなければならぬ。

二、流産と其の危険

流産の前兆は出血と疼痛で、之が起つたらば臥床させ、止血後も尙ほ一週間は床を離れてはならない。絶対に安静を守り、必ず便器を使用させ便所へやつてはならない。若し必要ならば、軽い下劑を服用しても差支ない。是等の注意

が行き届けば、時には妊娠の順調に進むことがある。出血が増すやうならば、流産を免れない。若し完全流産であれば、徐々止血するが、然し尙ほ八日から十日間は床に就いておなければならぬ。若し流産が不完全の場合は、出血が続き、排出されなかつた残存物は、動もすれば子宮に病毒を傳染して發熱し、延いては全身に互る疾患を起すものである。此の状態は甚だ憂慮すべきもので、出来るだけ早く下船させ、専門醫師の治療に委ねなければならぬ。一般に分娩よりも流産の方が危険である。分娩は生理的の現象であるが、流産は病的と考ふべきである。第一箇月から第六箇月の間に起つたのを流産、第七箇月から第九箇月の間に起つたのを早産といつてゐる。

第五十六章 分

娩

最後の月經と分娩の期間は、略々九箇月と六日である。分娩は、妊婦が胎兒の最初の運動を感じてから四箇月程経つて行はれる。分娩の時間は種々である。初産婦は普通十八時間程で、經産婦は之よりも遙かに短い。分娩は非常に清潔な状態の下に行はれなければならぬ。若し分娩に際して醫師或は助産婦の手に依ることが出来なかつたならば、次ぎの方法で處置しなければならぬ。

食匙一杯の食鹽を、微温湯一立に溶かして灌腸すると同時に、出来るだけ排尿させる。次いで産婦は沐浴して、全身を石鹼で洗ふ。此の場合陰部も同じく洗ふ。看護人も亦沐浴して、清潔な衣服と著換へた後、爪を切り、手はブラシを用ひ熱い湯と石鹼で五分間乃至十分間洗ふ。次いでアルコール濕布で拭ひ、更に三分間〇・一%昇汞水又は一%クレゾール石鹼水中につける。手や腕に膿瘍などがある者を分娩の助手としてはならない。床は清潔な敷布で覆ひ、室は換氣を充分にして置かなければならない。

敷布の下には、石鹼と〇・一%昇汞水又は一%クレゾール石鹼水でよく洗つたゴム敷布を敷く。陶器製又は琺瑯引きの手洗鉢三箇を焔で焙るか或は煮沸して消毒をして置く。綿を水に入れて煮沸する。白色の絹糸の太いと細いのを數本、鉗一挺、ピンセット一箇、持針器一箇、止血鉗子一箇、舌鉗子一箇等を煮沸消毒して置く。其の他に便器を用意する。第一の鉢に煮沸した湯と綿を入れる。第二の鉢には〇・一%昇汞水又は一%クレゾール石鹼水を入れる。第三の鉢には糸と器械を置く。是等の鉢には清潔な消毒済みの布をかけ、一%硝酸銀水を小瓶に用意して置く。

最初の陣痛の間は、出血があつても、少しは歩行しても差支ないが、羊水の

排出を見たならば、産婦は絶対に動かさず、楽な姿勢を取らして、床に就かせ、看護人の手當に便利のやうに仰臥させ、膝と股の關節を曲げるのである。時々、看護人は陰部を〇・一%昇汞水又は一%クレゾール石鹼水で洗ひ、分娩が近づいたならば、湯を多く湧かし、水を用意し、生兒の爲めに小さい浴盤と小桶を準備するのである。

多くの場合、胎兒は最初頭を現はすものであるが、醫師、看護人はまだ干涉しない。母體の筋肉の收縮時に頭が見えるが、陣痛が過ぎ去れば、頭は見えなくなる。此の出たり引込んだりする運動は常態なものである。頭が通過するとき産婦は口を開き手足を緩めて、^{いっき}努責しないやうにする。急激な通過は會陰を裂く危険がある。頭が出てからは、他の部分は直ちに出来ることもあるが、多少の間隔があるもので、此の現象は危険なものではなく、次ぎの收縮の期間に體が出て來るのである。若し出た生兒が直ぐ叫び聲を上げたならば、^{のど}後産に附着する臍緒を急いで切る必要はない。既に煮沸して置いた太い絹糸で、先づ子供の臍から一糲の所で臍緒を結び、然る後其處から三、四糲の所をもう一箇所結び、此の二つの結び目の間を切るのである。若し此の切り口から出血したならば、止血するまで、更に固く絹糸で結ぶ。

一、生兒の看護

若し生兒が叫び聲を上げなかつたならば、手早く臍緒を結へて切り、生兒を蘇生させる手段を取らなければならぬ。其の方法は生兒の兩方の足頭を片手で持ち、頭を下にしてぶらさげ、他方の手の示指で、口の中に在る物を出し、一分間、^{てのび}手掌で尻を強く叩く。此の二つの操作で呼吸しなければ、湯(看護人の手頭が堪へられる温度)の中に頭まで入れ、手で體を摩擦する。若し此の方法が無効ならば、全身に冷水を灌ぎ、新しい湯の中へ入れる。それでも呼吸しなかつたならば、舌鉗子で舌を引き出し、仰臥させ、卓子の端から頭を下に下げ、そこで、一人が舌鉗子で生兒の舌を保持し、手足を押さへてゐて、他の一人が胸部に兩手掌で、律動的に軽い壓力を加へる。(第二十九章の二「人工呼吸法」の部参照)

生兒の組織は弱いから、此の運動は極く軽くやらなければならぬ。生兒が呼吸を始めても、強い叫び聲を發するまでは、此の操作を續け、然る後温かい衣服を着せる。

胎兒娩出後は陣痛が一時鎮まるが、やがて又子宮は收縮して、以前よりは軽い苦痛が起る。或る時間が経過すると、後産が血液と共に排泄されて、分娩は

終るのである。生兒の兩眼には一%硝酸銀水を一滴づゝ滴下する。此の場合、薬が眼の中によく行き互るやうに、眼瞼を軽く撮み上げ、然る後清潔な綿で眼を拭くのである。

二、分娩の異常及び分娩後の注意

分娩は非常な努力を要し、産婦の體力を弱らせるものである。陣痛が中絶したら直ちに危険だといふ譯ではない。此の場合産婦が眠り、體力を恢復すれば、陣痛は又始まるものである。此の間に産婦に栄養のある軽い食事を與へる。

兒頭が通過してから、強い陣痛と産婦の努力にも拘らず、他の部分が續いて出ない場合には、看護人は兒頭の兩側に兩手を當て、會陰を裂かぬやうに細心の注意を以て引出すのである。

胎兒の臀部が最初に出ることがある。此の場合でも、分娩は自然に行はれるものである。臍の所までが出れば、四肢は續いて出る。胴の他の部分と頭とは、次ぎの陣痛に依つて出るのである。然しながら臍の所まで出たゞけで、次ぎの陣痛が不十分な爲めにそれ以上出ないと危険である。此の場合、看護人は次ぎの陣痛の間、手掌てのひらで子宮の底を押すのである。子宮は産婦の臍の少し上方で、固く丸い腫物のやうに感ずるから、其の部へ強い壓力を上から下へ加へる。そ

れでも頭が出なかつたならば、手で胎兒の足頸を掴んで、體を引上げつゝ、産婦の腹の方向へ無理をせぬやうに強く引く。此のとき他の手で子宮の底を上から下へ押すのである。此の操作が遅れると、胎兒の窒息を起す。其のときは前に記した如き手段をとつて、速かに蘇生させなければならぬ。

胎兒の片足或は兩足が最初に出ることがある。長い間外に出てゐると、脹はれて蒼くなるが、之が爲めに胎兒の足に障礙を起すことはないから、足を持つて引く必要はない。若し反對に、最初に手が出たならば、之は胎兒が骨盤に横になつてゐることを示すもので、此の場合は、母子共に大いに危険であるから、直ちに醫師の援助を求めて處置しなければならぬ。

産婦が數百瓦の血液を失つても、それは普通のことであるが、多量に出血し、顔が蒼白になつたり、意識を失つたならば、産婦の臍の周圍を摩擦して子宮が固い球のやうになるまで、子宮マッサージを行はなければならぬ。子宮が固い球状になるのは、新たに收縮した證據である。若し出血が再び始まつたならば更に摩擦を數回繰り返へされなければならぬ。

後産が見えてゐても、臍緒を引いてはならない。一部が子宮内に残れば、出血を惹起し、恐るべき産褥熱の原因を作る。若し血液を多量に失つたならば、

頭を低くして横臥させ、温かにし、多量の熱い飲物を與へる。

分娩に因る會陰の破裂は、非常に上手に縫合して、後で治療の必要のないやうにしなければならぬ。若し出血が多ければ其の血管の位置を探る爲めに、破裂した部分の縁を擴げ、用意した止血鉗子で此の動脈を挟み、數時間は其のままにして置く。

分娩してから、數時間経つた後、後産が無くとも、出血さへ無かつたならば、危険なことはない。然し後産が非常に遅くなれば危険を伴ふから、出来るだけ早く醫師の手當を受けなければならぬ。

産婦が分娩後寒さを感じたならば、充分に著せて熱い飲物を與へる。發熱してゐないならば、特別に榮養ある食餌を必要とはしない。然しながら刺戟性のものは避けなければならぬ。陰門は朝と晩温かい湯と石鹼で洗ひ、次いで〇・一%昇汞水又は一%クレゾール石鹼水で洗つた後、消毒した乾燥脫脂綿で覆ふのである。此の操作は排便と排尿の度びに繰返す。此の場合常に看護人は手を消毒しなければならぬ。産婦の便通は毎日無ければならぬ。若し必要ならば軽い下劑を與へる。(差込便器は缺くべからざるものである)。産婦が分娩後、排尿困難或は尿閉に陥つたならば、煮沸消毒したゴムカテーテルで尿を取る。

産婦には朝晩ウロトロピン一瓦を與へ、正規の分娩で熱が無くなれば、初産婦は分娩後十二日乃至十四日目に、又經産婦は十日目頃起きることが出来る。分娩後の輕微の發熱は心配なものでないが、高熱が長く續けば、重い病を示すものであるから、至急醫師の手當を必要とする。生兒には初め、二時間置きに母乳を與へる。それから少し経つて、三時間置きにする。母乳の外、絶対に何物も與へる必要はないのであるが、若し母親が重態の場合は止むなく二、三時間置きに、粉ミルクを與へる。其の濃度や量は容器の記載に據ればよい。若し胎兒が豫定よりも早く生れたならば、特に保温に注意し、必要の場合は綿にくるみ、綿は屢々取り換へる。若し生兒に乳を吸ふ力が無かつたならば、母親は口の中へ乳を絞り出して與へる。時には又乳を皿に受けて、之を茶匙で口の中へ入れてやらなければならぬ。

第五篇

無線電信醫療相談

第五篇 無線電信醫療相談

航海中船内に疾病又は偶發事故が起つた場合には、醫師の乗組んでゐない船舶の船長は、無線電信に依つて、船舶乗組の醫師又は陸上の特定病院の醫師に醫療上の援助又は助言を求めることは洵に有益なことである。此の方法は獨り船長に取つて有效な指針となるばかりでなく、患者に取つても精神上大なる慰安ともなるであらう。

醫療相談を求めるには、船長は船舶乗組の醫師か又は陸上の一定の無線電信局(局を限定しない國もある)へ依頼をするので、之を受けた局は醫療相談に應ずる用意がある。現に歐洲、アメリカ及び太平洋沿岸の諸國では、大部分船舶の國籍を問はず、あらゆる船舶に對して、無料で相談に應じてゐるのである。

第五十七章 無線電信醫療相談に関する日本の規定

一、内國醫療無線電報

内國無線電報としての醫療電報は之を「醫療電報」と稱し、船内傷病者の醫療手當に關し、日本船舶の船長と、別に告示せられた日本の病院、陸上局又は

醫師の乗組んでゐる日本船舶との間に發著するもので、其の取扱要領は左の通りである。

(一) 醫療電報として差出し得る範圍

航行中の船舶内に於ける傷病者の醫療手當に關し其の指示を受くる爲め、當該船舶の船長より醫師の乗組める最寄の船舶又は左記病院に宛て發信するものと及び其の返信。

◎ 逓信省告示第千四百三十二號

無線電報規則第十九條ノ二ニ依ル醫療無線電報及外國無線電報規則第十四條ノ二ニ依ル醫事通報ヲ發受スル病院及其ノ電報名宛左ノ如シ
本告示ハ昭和十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年五月六日

逓信大臣 永井柳太郎

名 稱	電 報 名 宛
日本海員救濟會橫濱病院 (橫濱市中區吉濱町一四)	ヨコハマ エキサマ NKEB Yokohama
	和 文 電 報 名 宛 米

同	大阪病院 (大阪市西區本町通一ノ六四)	オウサカ エキサカ NKEB Osaka
同	神戸病院 (神戸市神戸區中山手通六ノ九二)	コウベ エキサベ NKEB Kobe
同	門司病院 (門司市清瀧町一丁目七三〇ノ二)	モジ エキサイ NKEB Moji
同	長崎病院 (長崎市禰島町四一ノ二)	ナガサキ エキサキ NKEB Nagasaki

(二) 頼信上の注意

(イ) 醫療電報の返信に要する料金は發信人に於て前納すること。

右前納返信料は本文三十字分を標準とす。

(ロ) 電報頼信紙の郵便切手欄に「醫療」と記載すること。

(ハ) 無線電信、無線電話に依り託送する場合は、電報の種類として左の略號を送信すること。

略 號

醫 療 私 報	イ レ ウ
至急醫療私報	ウ ナ ヨ
醫 療 官 報	リ ム ヨ
至急醫療官報	イ リ ヨ

- (ニ) 陸上病院より加入電話に依り託送する場合は、電報の種類として「醫療電報」なる旨を告げること。但し醫療電報にして官報なる場合(往信官報なるときは其の返信を官報とすることが出来る)は其の旨を告げること。
- (ホ) 醫師の乗組める船舶宛のもので、其の名宛を特定しないものに付ては頼信の際其の旨を申添へること。

(三) 記載方(和文を使用すること)

名宛の記載方

- (イ) 病院宛のもとは必ず所定の略號を使用すること。
- (ロ) 船舶宛のものは單に其の船舶名のみを記載すること。(醫師の乗組める船舶宛のもので、其の名宛を特定しないものは頼信の際其の旨を申添へること)

本文の記載方

- (イ) 患者の症状はなるべく詳細に記載すること。
- (ロ) 醫療電報用略號(以下單に略號と稱す)の定めてない事項に付ては、普通文を以て記載すること。
- (ハ) 普通文と略號とを混用する場合は、普通文の部分括弧にて圍むこと。
- (例一) **ソア**(サンジウフタページ) 日本船舶醫療便覽第三十二頁を参照せよ
- (例二) **ソハ**(セキリ) 流行しつゝある疾病は赤痢なり
- (ニ) 各略號の間には必ず句切點を付けて之を區別すること。(普通文と雖も正確を期する爲め、なるべく句切點を付ける方がよい)
- (例) **アキ四〇、ウウ二四、ウイ、キア一五**
- (ホ) 往信本文の終りには必ず船内醫療函の種類(甲種又は乙種)を記載すること。
- (例一) **ソオ**(コウ) 本船は甲種船内醫療函を有す
- (例二) **ソオ**(ヲツ) 本船は乙種船内醫療函を有す
- (ヘ) 返信に付ては解讀の誤り又は意味の不通等を醸し易いから、返信文の記載は特に慎重を期すること。
- (ト) 返信文中日本船舶醫療便覽、船内醫療函等の章、頁數、番號等を指示す

る數字は、必ず左の例に依り假名を以て記載すること。

- 一 ヒト 七 ナナ
- 二 フタ 八 ハチ
- 三 サン 九 キウ
- 四 ヨン 十 ジウ
- 五 ゴ 百 ヒヤク
- 六 ロク 千 セン

(例)

- 六十七 ロクジウナナ
- 百二十 ヒヤクフタジウ
- 三百三 サンヒヤクサン
- 四百五 ヨンヒヤクゴ
- 二千二百十九 フタセンフタヒヤクジウキウ

(四) 記載例

名宛の記載例

(例一) 日本海員掖濟會神戸病院宛の場合

コウベ

エキサイ

(例二) 大洋丸宛の場合

タイヨウマル

(例三) 陸上病院より船舶宛に返信を出す場合(長崎無線局經由、春日丸宛の

例)

(ナガサキムセン)

カスガマル

[註]

(1) 陸上病院より船舶宛に返信を出す場合は、必ず經由海岸局名を名宛欄に記載し、括弧を以て區劃すべきである。

(2) 右經由海岸局名は通例往信醫療電報の發信局名に附記されてあるものを記載するがよい(左例参照)。

發信局	カスガマル	…發信局名	春日丸より長崎無線局を經由し
局	ナガサキムセン	…經由海岸局名	て陸上病院に宛てたるものゝ例

本文の記載例

本船火夫年齢四十歳は、罹病二十四時間に及べり。發熱突發的にして、呼吸毎分十五回、脈搏毎分百回、體温攝氏三十八度五分なり。腹部右下の脇に、差込むが如き疼痛ありて、壓迫により疼痛増加す。

二日間便通なし。腹壁緊張し、嘔吐三回、舌面に苔あり。本船は甲種船内醫療函を有す。

(電文)

アク四〇、ウウ二四、ウイ、キア一五、クア一〇〇、イア三八五、オウ、エウ、エス、カカ二、カテ、カト三、カモ、ソオ(コウ)

往信文例

(イ) 本船料理人年齢三十歳は、罹病十二時間に及べり。

發熱突發的にして、呼吸毎分二十四回、脈搏毎分百三十回、體温攝氏四十度、體温尙昇りつゝあり。

胸部右上端の脇の、疼痛は激しく、刺すが如く、呼吸に伴ひ増加す。患

者は譫妄を發し、騒狂して制御し難し。

咳嗽は乾きて短く、喀痰は少量にして、血液を混ず。便通秘結三日間。

舌面に苔あり。本船は乙種船内醫療函を有す。

(ロ) 本船水夫年齢十八歳は、大腿部に、複雑なる骨折を生じ、出血甚だし。

止血器に依り一時出血を止めたるも、尙ほ出血止まらず。本船は甲種船

内醫療函を有す。

(五) 無線系上の呼出、應答に關する事項

(イ) 醫療電報の内容が生命の保全上特に緊急の性質を有する場合(有線電信系上傳送を要するものは至急の指定ある場合)は、緊急符號(XXX)を前置きして呼出を爲すことが出来る。

(ロ) 醫師の乗組める船舶を探呼する場合は五百キロサイクルの周波數を以て所定の方法に依り呼出を行ふこと。醫師の乗組める船舶に於て右探呼を認めたときは直ちに之に應答するを

要す。

(六) 醫療電報料金表(有線電報料及び無線電報料を含む)

船舶局と	託送發受		所と	區別	字數
	船舶局間	船舶局間			
病院所在	二〇	一〇	四〇	一五字	一〇錢
七	三	一六	六	三〇字	一六錢
六	三	一八	六	三〇字	一八錢
五	四	二〇	五	四〇字	二〇錢
一・四	四	二二	八	五〇字	二二錢
一・三	四	二四	九	五〇字	二四錢
一・三	五	二六	六	五〇字	二六錢
一・三	五	二八	一〇	六〇字	二八錢
一・四	六	三〇	一〇	六〇字	三〇錢
一・四	六	三三	一七	七〇字	三三錢
一・五	六	三四	一四	七〇字	三四錢

〔註〕

(一) 船舶局とは公衆通信を取扱ふ船舶内電信官署

(二) 託送發受所とは公衆通信の取扱を爲さざるもの

(七) 醫療電報用略號

〔備考〕 本略號は逓信省電務局、同管船舶局及び日本海員接濟會の共同編纂に依

るものである

(ア) 患者及び年齢

略號	原	文	記	載	例
ア	本船船長	年齢…歳	(例)	アア五〇	本船船長 年齢五十歳
ア	本船運轉士(實習生徒)	年齢…歳			
ア	本船機關長	年齢…歳			
ア	本船機關士(實習生徒)	年齢…歳			
ア	本船事務長(事務員)	年齢…歳			
ア	本船無線電信技士	年齢…歳			
ア	本船甲板部普通海員	年齢…歳			
ア	本船機關部普通海員	年齢…歳			
ア	本船司厨部員	年齢…歳			
ア	本船婦人乗員	年齢…歳			
ア	本船男子旅客	年齢…歳			
ア	本船婦人旅客	年齢…歳			

(イ) 體 溫

イ ア 體溫攝氏...度ナリ (例)イア三八五 體溫攝氏三十八度五分ナリ

イ イ 體溫降リツツアリ

イ ウ 體溫昇リツツアリ

イ エ 體溫變動ナシ(體溫數日間殆ド昇降セズ、所謂稽留熱)

イ オ 體溫變動シツツアリ(毎日攝氏一度以上ノ昇降アリ、所謂弛張熱)

(ウ) 發 病

ウ ア 發熱緩徐(漸進的)ナリキ

ウ イ 發熱急激(突發的)ナリキ

ウ ウ 罹病...時ニ及ブ (例)ウウ四八 罹病四十八時間ニ及ブ

ウ エ 罹病...日ニ及ブ (例)ウエ五 罹病五日ニ及ブ

ウ オ 最初ノ罹病ナリ

ウ カ 曾テ同一症狀ノ病ニ罹リシコトアリ

ウ キ コレマデ熱帶地方ニ住居セリ

ウ ク 曾テ發作ヲ經驗セリ

ウ ケ 曾テ「マラリア」ニ罹リシコトアリ

ウ コ 曾テ黴毒ニ罹リシコトアリ

ウ サ 曾テ「レウマチス」ニ罹リシコトアリ

ウ シ 曾テ猩紅熱ニ罹リシコトアリ

ウ ス 曾テ指示病ニ罹リシコトアリ

(例) ウス(セキリ) 曾テ赤痢ニ罹リシコトアリ

(エ) 疼痛の性状

エ ア 鈍痛ヲ覺ユ

エ イ 激痛ヲ覺ユ

エ ウ 疼痛ハ差込ムガ如シ

エ エ 疼痛ハ刺スガ如シ

エ オ 疼痛ハ燃ユルガ如シ

エ カ 疼痛ハ脈動様(動悸ノ如キ)ナリ

エ キ 疼痛ハ連續的ナリ

カウ 秘結セル硬便アリ
カエ 灰白色便アリ
カオ 便意頻繁ニシテ怒責イキミノ感アリ
カカ 便秘……日間ナリ (例) カカ四 便秘四日間ナリ
カキ 下痢アリ
カク 下痢頻繁一日……回ナリ (例) カク一〇 下痢頻繁一日十回ナリ
カケ 下痢便ハ悪臭ヲ發シ、血液ヲ混ズ
カコ 疝痛ヲ伴フ下痢アリ
カサ 粘液ヲ有スル下痢便アリ
カシ 嘔吐ヲ伴フ下痢アリ
カス 食事直後ニ腹痛ヲ覺ユ
カセ 食事若干時後ニ腹痛ヲ覺ユ
カソ 腹痛ハ食事後ニ於テ鎮マル
カタ 腹部膨脹ス
カチ シヤツクリ 吃逆アリ
カツ 腹壁軟カナリ

カテ 腹壁緊張ス
カト 嘔吐……回アリタリ (例) カト四 嘔吐四回アリタリ
カナ 嘔吐激シ
カニ 嘔吐激シカラズ
カヌ 嘔吐連続ス
カネ 嘔吐増加ス
カノ 嘔吐物ハ胆汁ヲ含ム(綠色)
カハ 嘔吐物ハ黑色ナリ
カヒ 嘔吐物ハ血液ナリ
カフ 嘔吐物ハ糞臭アリ
カヘ 嘔吐ハ止マレリ
カホ 悪心(胸惡キコト)アリ
カマ 胃中ニ「ガス」アリ
カミ 「ガス」上方ニ排出ス(嗝氣)
カム 「ガス」下方ニ排出ス(放屁)
カメ 舌面ハ清淨ナリ

カモ 舌面ニ苔アリ
 カラ 舌面ニ光澤アリテ赤シ
 カリ 口唇ニ爛^カレアリ
 カル 食慾ナシ

(キ) 呼吸器呼吸、氣管、肺

キア 呼吸毎分11回ナリ (例) キア一五 呼吸毎分十五回ナリ
 キイ 呼吸弱シ
 キウ 呼吸喘鳴ヲ發ス
 キエ 呼吸短クシテ速シ
 キオ 呼吸ハ困難ナリ
 キカ 呼吸ハ突發的ニシテ激シ
 キキ 咳嗽ナシ
 キク 咳嗽ハ止マレリ
 キケ 咳嗽ハ乾キテ短シ
 キコ 咳嗽ハ慢性ナリ

キサ 咳嗽ハ咯血ヲ伴フ
 キシ 咳嗽ハ間歇性ニシテ激シ
 キス 犬ノ吠ユルニ似タル咳嗽ヲ發ス
 キセ 咯痰ナシ
 キソ 咯痰少量ナリ
 キタ 咯痰多量ナリ
 キチ 咯痰ハ血液ヲ混ズ
 キツ 咯痰ハ膿ヲ含ム
 キテ 咯痰ハ銹色ヲ呈ス
 キト 咯痰ハ腐敗臭(不快ノ異臭)ヲ有ス
 キナ 胸内ノ疼痛アリ
 キニ 盜汗^{キア}アリ
 キヌ 胸部ノ水腫アリ

(ク) 心臟及び血液循環器

クア 脈搏毎分11回ナリ (例) クア一〇〇 脈搏毎分百回ナリ

ク イ 顔面ハ蒼白ナリ
 ク ウ 顔面ハ紫藍色(チアノーゼ)ヲ呈ス
 ク エ 身體指示部ハ紫藍色ヲ呈ス (例) クエ(クチビル) 唇ハ紫藍色ヲ呈ス
 ク オ 心臓部ニ疼痛アリ
 ク カ 心臓部及ビソレヨリ左腕ニ放散スル疼痛アリ
 ク キ 脈搏ハ不規則ナリ
 ク ケ 動悸アリ
 ク コ 脚部ハ腫脹セリ
 ク サ 脈搏觸レ難シ
 ク シ 脈搏ヲ數ヘ得ズ
 脈搏固クシテ(強クシテ)躍動ス

(ケ) 神経系統(腦、麻痺)

ケ ア 痛覺減退セリ
 ケ イ 觸覺減退セリ
 ケ ウ 譫妄ヲ發ス

ケ エ 誇大妄想
 ケ オ 手指ノ微細ナル震顫アリ
 ケ カ 筋肉ノ微細ナル震顫アリ
 ケ キ 舌ノ微細ナル震顫アリ
 ケ ク 發作ハ顔面ノ紫藍色(チアノーゼ)ヲ伴フ
 ケ ケ 發作ハ顔面ノ蒼白ヲ伴フ
 ケ コ 發作ハ四肢ノ躍動ト筋肉ノ硬直トヲ伴フ
 ケ サ 人事不省ヲ伴フ發作アリ
 ケ シ 眼ノ上部ニ頭痛アリ
 ケ ス 脈動様(動悸ノ如キ)頭痛アリ
 ケ セ 頭痛激シ
 ケ ソ 身體指示部ニ神経痛アリ (例) ケソ、オシ 顔面ニ神経痛アリ
 ケ タ 談話ハ不隨意ナリ
 ケ チ 騒狂ナリ
 ケ ツ 全身麻痺セリ
 ケ テ 身體指示部麻痺セリ (例) ケテ、オツ 腰部麻痺セリ

ケト 患者ハ安靜ヲ保チ得ズ
 ケナ 患者ハ多量ノ酒類ヲ攝^トレリ
 ケニ 患者ハ騒狂シテ制御シ難シ
 ケヌ 人事不省ナリ
 ケネ 神經甚ダ過敏ナリ
 ケノ 眩暈^{メロ}アリ
 ケハ 痙攣^{ケレン}アリ
 ケヒ 患者ハ自殺ヲ企テタリ

(コ) 眼、耳、鼻、咽喉

コア 眼中ニ異物アリ
 コイ 眼ニ疼痛アリ
 コウ 眼ノ後部ニ疼痛アリ
 コエ 眼瞼ハ糜爛^{モロ}セリ
 コオ 眼球突出セリ
 コカ 眼球破裂セリ

コキ 耳ヨリ出血アリ
 コク 耳ヨリ膿ヲ出ス
 コケ 耳ニ疼痛アリ
 ココ 耳中ニ異物アリ
 コサ 耳ノ爛^ガレアリ
 コシ 絶エズ耳鳴アリ
 コス 鼻孔ヨリ出血ス
 コセ 鼻孔ヨリ膿ヲ出ス
 コソ 鼻腔内ニ異物アリ
 コタ 咽喉痛ミテ赤シ
 コチ 咽喉腫レテ痛ム
 コツ 咽喉ニ灰白色ノ斑點アリ
 コテ 嚥下困難ナリ
 コト 嚥下ニ際シ疼痛アリ
 コナ 異物ヲ嚥下セリ
 コニ 魚骨ヲ嚥下セリ

- コ又 毒物ヲ嚥下セリ
- コネ 酸ヲ嚥下セリ
- コノ 「アルカリ」ヲ嚥下セリ
- コハ 指示物ヲ嚥下セリ
- コヒ 吐薬ヲ與ヘシ結果吐キタリ
- コフ 吐薬ヲ與ヘシモ吐カズ
- コヘ 未ダ吐薬ヲ與ヘズ

(サ) 泌尿器

- サア 尿量多シ
- サイ 尿量少シ
- サウ ！時間放尿セズ (例)サウ一〇 十時間放尿セズ
- サエ 頻繁ニ少量ノ放尿アリ
- サオ 尿ヲ保チ得ズ(尿失禁)
- サカ 放尿不可能ナリ
- サキ 導尿管ヲ通ジ得ズ

- サク 血液ヲ混ズル尿アリ
- サケ 尿ハ黒色ナリ
- サコ 尿ニ甘臭(糖)アリ
- ササ 尿ニ蛋白アリ
- サシ 放尿時ニ疼痛アリ
- サス 放尿後疼痛アリ
- サセ 膀胱部ニ疼痛アリ
- サソ 淋疾ニ罹レリ(尿道ヨリ膿ヲ出ス)
- サタ 曾テ淋疾ニ罹レリ
- サチ 淋疾ニ罹リシコトナシ
- サツ 鼠蹊腺ノ腫大
- サテ 鼠蹊部ノ膿瘍

(シ) 偶發事故、創傷

- シア 出血甚ダシ
- シイ 出血輕微ナリ

シウ 血ガ迷リ出ヅ
 シエ 血ガヂクノト出ヅ
 シオ 止血器ニ依リ一時出血ヲ止メタリ
 シカ 出血止マレリ
 シキ 出血ヲ止メ得ズ
 シク 身體指示部ニ脱臼ノ疑アリ
 シケ 身體指示部ニ單純ナル脱臼アリ
 シコ 身體指示部ニ複雑ナル脱臼アリ
 シサ 身體指示部ニ骨折ノ疑アリ
 シシ 身體指示部ニ單純ナル骨折アリ
 シス (例)シシ、オホ 大腿部ニ單純ナル骨折アリ
 シセ 身體指示部ニ關節捻挫ノ疑アリ
 シリ 身體指示部ニ深キ外傷アリ
 シタ 身體指示部ニ淺キ外傷アリ
 シチ 身體指示部ニ外傷及ビ打撲傷アリ

シツ 身體指示部ニ挫傷^{クサシ}アリ
 シテ 身體指示部ニ挫創(鈍器ニ因ル創)アリ
 シト 身體指示部ニ切創アリ
 シナ 身體指示部ニ刺創アリ
 シニ 身體指示部ニ火熱傷アリ
 シヌ 身體指示部ニ凍傷アリ
 シネ 身體指示部ニ射傷アリ
 シノ 身體指示部ニ墜落ニ因ル外傷アリ
 シハ 身體指示部ニ腐蝕劑(知レ居ラバ名稱ヲ指示ス)ヲ浴ビタリ

(ス) 皮膚

スア 身體指示部ニ發疹アリ (例)スア、オシ 顔面ニ發疹アリ
 スイ 發疹部痒シ
 スウ 發疹部痒カラズ
 スエ 發疹水泡狀ヲ呈ス
 スオ 發疹膿疱狀ヲ呈ス

- スカ 發疹腫瘍狀ヲ呈ス
- スキ 發疹部全面一般ニ赤色ヲ呈ス
- スク 發疹部淡紅色斑點狀ヲ呈ス
- スケ 發疹黃色ヲ呈ス
- スコ 發疹減退シツツアリ
- スカ 發疹擴ガリツツアリ
- スシ 患者ハ發汗シ始メタリ
- スス 浮腫アリ
- スセ 皮膚黃色ヲ呈ス
- スソ 腫脹アリ

(セ) 腫物の性状

- セア 身體指示部ニ化膿性腫物アリ
(例)セア、オホ 大腿部ニ化膿性腫物アリ
- セイ 腫物固シ
- セウ 腫物柔カナリ

- セエ 腫物熱シテ赤色ヲ呈ス
- セオ 腫物ハ過敏ナリ
- セカ 腫物ヨリ膿ヲ分泌ス
- セキ 發赤赤クナリ居ルコトアリ
- セク 波動軟カタテプヨクシテ居ルコトアリ

(ソ) 診断及び治療(主として返信文に使用す)

- ソア 日本船舶醫療便覽第...章(又ハ...頁)ヲ參照セヨ
(例一) ソア(サンジウフタセウ) 日本船舶醫療便覽第三十二章ヲ參照セヨ
- (例二) ソア(サンヒヤクナナペイジ) 日本船舶醫療便覽第三百七頁ヲ參照セヨ

[注意] (1) 日本船舶醫療便覽ノ章又ハ頁ヲ普通文ヲ以テ明確ニ記載スルコト

(2) 病名ヲ普通文ヲ以テ記載スルモ可ナリ
(例) セキリトミトム 赤痢ト認ム

ソイ

日本船舶醫療便覽第...章(又ハ...頁)ノ藥ヲ與ヘヨ

(例一) ソイ(フタヒヤクサンペイジ) 日本船舶醫療便覽第二百

三頁ノ藥ヲ與ヘヨ

(例二) ソイ(サンジウゴセウ) 日本船舶醫療便覽第三十五章ノ

藥ヲ與ヘヨ

[注意] ...ノ藥ヲ與ヘヨトハ内用藥、外用藥、注射等ヲ包含ス

ソウ

甲種(又ハ乙種)船内醫療函第...號ノ藥ヲ與ヘヨ

(例一) ソウ(コウノロクジウサン) 甲種船内醫療函第六十三號

ノ藥ヲ與ヘヨ

(例二) ソウ(オツノゴジウヨン) 乙種船内醫療函第五十四號ノ

藥ヲ與ヘヨ

(例三) ソウ(コウノサンジウヨン、ヨンジウ、ヨンジウサン)

甲種船内醫療函第三十四號、第四十號、第四十三號ノ藥

ヲ與ヘヨ

ソエ

日本船舶醫療便覽...章(又ハ...頁)ノ治療ニ加フルニ指示手當ヲナセ

(例一) ソエ(サンジウハチセウ、レイアンボ) 日本船舶醫療便

覽第三十八章ノ治療ニ加フルニ冷卷法ヲナセ

(例二) ソエ(ヨンヒヤクキウペイジ、カンチヨウ) 日本船舶醫

療便覽第四百九頁ノ治療ニ加フルニ灌腸ヲナセ

ソオ

本船ハ甲種(又ハ乙種)船内醫療函ヲ有ス

(例一) ソオ(コウ) 本船ハ甲種船内醫療函ヲ有ス

(例二) ソオ(ヲツ) 本船ハ乙種船内醫療函ヲ有ス

本船ハ船内醫療函ヲ有セズ

本船ノ船内醫療函ニハ指示藥ナシ、他ノ藥ヲ指示アリタシ

指示事項ニ付指示アリタシ

我船内ニ病人...名ヲ有ス (例)ソケ七 我船内ニ病人七名ヲ有ス

助言ニ從ヒ手當セシニ經過良好ナリ

助言ニ從ヒ手當ヲナシタルモ經過良好ナラズ、更ニ助言ヲ乞フ

會テ同一症狀ノ病ニ罹リタルコトアリシヤ

會テ同一指示病ニ罹リタルコトアリシヤ

(例一) ソス(マラリア) 會テ「マラリア」ニ罹リタルコトアリ

- ソセ 患者ノ今後ノ経過ヲ報ゼヨ
 - ソソ 汝ハ治療ノ爲メ成ルベク速カニ最近ノ港ニ向ケ進航セヨ
 - ソタ 患者ハ入院治療ヲ要ス
 - ソチ 患者ハ入院治療ヲ要セズ
 - ソツ 患者ハ専門醫ノ治療ヲ受クベシ
 - ソテ 汝ノ通信ハ簡單ニシテ診斷シ得ズ、更ニ詳細ヲ報ゼヨ
 - ソト 汝ノ通信ハ不充分ナリ、更ニ指示事項ヲ調査シテ之ヲ報ゼヨ
 - ソナ 我診斷シ得ズ
 - ソニ 手術ノ必要アリ
 - ソヌ 手術ノ必要ナシ
 - ソネ 患者ノ病ハ輕シ、心配ノ要ナシ
 - ソノ 患者ノ病ハ重シ、充分警戒ヲ要ス
 - ソハ 流行シツツアル疾病ハ……ナリ
- (例)ソハ(セキリ) 流行シツツアル疾病ハ赤痢ナリ
- ソヒ 船内ノ病人ハ何人ナリヤ
 - ソフ 何時發病セシヤ

二、外國醫療無線電報

外國無線電報としての醫療電報は之を「醫事通報」と稱し、船内傷病者の醫療手當に關し、日本船舶の船長と外國に於て特に指定された病院、陸上局又は外國船舶との間及び外國船舶の船長と別に告示せられた病院又は日本船舶との間に發著するもので、其の取扱要領は左の通りである。

- (一) 醫事通報には頼信紙郵便切手欄に「醫療」と記載すること。
局では之に對し「MDC」なる略語を用ふ。
 - (二) 本邦に於て課する醫事通報の料金は一語に付陸上局料十二錢、移動局料八錢、電信料六錢である。
 - (三) 船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間の通信に於て特に緊急を有する醫事通報を傳送する場合は緊急信號を前置し得ること。
 - (四) 本邦有線電信系上の傳送に於て醫事通報は通常私報中先順位を以て、又至急の指定ある場合は人命保全電報に準じ傳送せらるゝこと。
- 以上の外場合に依り左の如き注意を要する。
- (一) 日本船舶より外國に宛てる場合

英、米、獨、佛、伊の主要國を始め大多數の國に於ては無報酬で醫療の相談に應ずることになつてゐるが、之に要する電報料金、用語其の他取扱方法等は國に依り其の制度を異にしてゐるから、本章無線醫療相談に關する外國の規定を參照すると共に、詳細は各無線局に備付けある特別業務を行ふ局の局名録(Stations Performing Special Services)に依ること。

(二) 外國船舶より日本船舶又は陸上の病院に宛てる場合

(イ) 返信料として少くとも五語分の料金を發信船舶側に於て前納するものなること。

(ロ) 用語は日本語、英吉利語、佛蘭西語、獨逸語又は國際通信書下巻電信編の符字(暗語)なること、又返信の醫事通報にはなるべく原信に使用してある國語又は暗語を使用すること。

第五十八章 無線電信醫療相談に關する外國の規定

(一) 呼出 醫療上の援助を求めらるる商船が海岸局の交信圏外にあるときには、醫師の乗組んでゐる船舶を呼出すべきである。其の時の呼出は All Ships とする。直接に呼んでも應答の無いときは、醫師の乗組んでゐる船舶又は海岸局に達す

るまで、交信圏内に在る船から船へと繼送するのである。XXX (radiomedical) とすふ呼出は SOS を除いた他の無線電報に優先するものである。

(二) 國際通信書 此の書は昭和九年(一九三四年)一月一日から實施せられてゐる。第一卷は可視及び音響信號をなす爲めの信號篇、第二卷は主として無線通信に用ふる電信篇である。第二卷に收めた檢疫通信及び醫療通信は倫敦に於ける萬國船舶信號書改訂會議と巴里に於ける公衆衛生事務局との共同編纂に係るものである。詳細は同書に就いて見よ。

(三) 無線電信局表 本章の無線電信局表には局名、呼出符號、Kc/s の周波數(波長)、電波の型式及び取扱時間が掲載せられてあるが、之を簡単に説明すると、
(イ) Kc/s は一秒時の「キロサイクル」、500 (600) は一秒時 500 Kc の周波數(波長 600 メートル)を意味する

(ロ) 電波の型式

A 種 逐次の振動が永續の状態に於て同一な電波

型式 A1 振幅又は周波數が電信操作に依り變化する持續電波

型式 A2 振幅又は周波數が電信操作と結合したる可聽周波數の週期的法則に従ひ變化する持續電波

149 (2013) で間断なし、請求回答とも之に依る。
1300-2000 毎日 125 (2400) で執務、此の時間中船舶は 125 (2400) で呼出し、局は (24.79 m) で回答する。

(2) 型式 A 1 又は型式 A 2 の短波長装置を持つ船舶以外は通信が出来ない。

1000-1500 16845 (17.81) で聴守する。但し 11280(26.59) の使用を要求することが出来、又 16845 (17.81) の代りに局でも之を使用してよい。

0000-0500 } 8210 (36.54) で聴守する。
0800-1000 }
1500-2400 }

(3) 無線電話用

0100-0110 } 1845 (1626) で聴守し、1690 (177.5) で回答する。
0700-0710 }
1100-1110 } 1845 (1626) を使用する追加時期に就ては、船舶の同意を得て取極めることが出来る。
1700-1710 }

(ロ) 諾威國

船内に疾病が起つた場合には國籍の如何を問はず、左記市立病院の醫師が無

報酬で醫療上の助言を與へ、之を無線電信局から送信する。

Bergen . . . の市立病院 取扱局 Norge Radio
Kristiansand の市立病院 取扱局 Flekkerøy Radio
Vardø . . . の市立病院 取扱局 Vardø Radio

船舶は諾威語、丁抹語、瑞典語、英語、獨逸語、又は佛蘭西語で、前記の局へ宛て無線電報を送る。

此の通信には船長署名し、患者の症状を簡単に記述すること。局では無料で取扱ふことになつてゐる。

取扱局は左の通りである。

Bergen Norge Radio LGN 500 (600) A 1 A 2 H 24
Flekkerøy Radio LGY 500 (600) A 1 A 2 H 24
Vardø Radio LGV 500 (600) A 1 A 2
本 日 0700—2000
休 日 0700—0900, 1600—1800

(ハ) 瑞典國

船内に疾病が起つた場合には、左記病院の醫師が無報酬で醫療上の助言を與

く、之を無線電信局から送信する。

Boden . . . の病院	取扱局	Boden Radio
Gothenburg の病院	取扱局	Göteborg Radio
Härnösand の病院	取扱局	Härnösand Radio
Karlskrona の病院	取扱局	Karlskrona Radio
Stockholm の病院	取扱局	Vaxholm Radio

船舶は瑞典語、英語、獨逸語又は佛蘭西語で前記の局へ宛て無線電報を送る。此の通信には船長署名し、患者の症状を簡単に記述すること。局では無料で取扱ふことになつてゐる。

取扱局は左の通りである。

Boden Radio	SAI 500 (600)	A 2	B	H 24	
Göteborg Radio	SAB 500 (600)	A 2	B	H 24	
Härnösand Radio	SAH 500 (600)	A 2	B	H 24	
Karlskrona Radio	SAA 500 (600)	A 1	A 2	B	H 24
Vaxholm Radio	SAF 500 (600)	A 2	B	H 24	

(ニ) 丁抹國、フェロ群島及びグリーンランド

船内に疾病が起つた場合には、國籍の如何を問はず、左記病院の醫師が無報酬で醫療上の助言を與へ、之を無線電信局から送信する。

Esbjerg . . . の病院	取扱局	Blaavand Radio
Julianehaab の病院	取扱局	Julianehaab Radio
Copenhagen の病院	取扱局	Kyngby Radio (電報宛名 Radiomedical Copenhagen)
Thorshavn の病院	取扱局	Thorshavn Radio

船舶は丁抹語、諾威語、瑞典語、英語、獨逸語又は佛蘭西語で前記の局へ宛て無線電報を送る。

此の通信には船長署名し、患者の症状を簡単に記述すること。局では無料で取扱ふことになつてゐる。

取扱局は左の通りである。

Blaavand Radio	OXB 500 (600)	A 2	H 24 (1)	
Julianhaad Radio	OXF 500 (600)	A 1	A 2	1205, 1700, 1900 2230, 0005
Köbenhavn Radio	OXA 500 (600)	A 2	H 24 (1)	
Thorshavn Radio	OXT 500 (600)	A 2		

週日 0800-2100(六月一日より八月三十一日まで) 0700-2130 (2)

料金は無線電報無線電話共に請求及び回答に對し五フランとす。
料金の精算は左記の場所とする。

Postrechnungsbüro, Berlin W. 30.

取扱局は左の通りである。

Elbe-Weser Radio **DAC** 500 (600) **A 2 H 24 (1)**
Rügen Radio **DAS** 500 (600) **A 2 H 24 (2) (3)**

[註] (1) 無線電話用 0600 から 2300 まで、及び 2300 から 0600 までの間は各時の 15 分から 18 分まで 45 分から 48 分まで 1650 (182) で聽守する。此の時間以外は擴声器に依つて受信する。

(2) 無線電話用

1630-1645 } 2090 (143.5) で聽守する。
2230-2245 }
1645-1830 } 1650 (182) で聽守する。
2245-2230 }
(3) 0000-0400 } 8280 (36.33) で聽守する。
2100-2130 }

海岸局は 4050 (74.07) で回答する(無線電報、持續電波、型式 A 2)

(丁) 和 蘭 國

醫療相談を求めるには、無線電報で海岸局 Scheveningen Radio に Radiomédical Scheveningen Radio と宛てる。急迫の際には緊急信號 **XXX** を使用しても差支なし。

醫療相談を求めるには船長署名し、次ぎの要項を通報しなければならなし。
(一)最初に船内備付の醫療函の種類(和蘭の醫療函、白耳義の醫療函の如し)、(二)熱帶地方に寄港したときは其の港名、(三)患者の性別、年齢、病氣の期間及び發病の経路、偶發事故の場合には發生當時の狀況、(四)呼吸、脈搏の數、體溫(攝氏)、(五)患者の症狀の詳細。

無線電報には和蘭語、佛蘭西語、英語及び獨逸語を使用することが出来る。回答には請求に使用した國語と同じ國語を使用する。

醫療相談には請求、回答共料金を要しなし。

取扱局は左の通りである。

Scheveningen Radio **PCH** 500 (600) **A 2 H 24**
(チ) 白 耳 義 國

航海中の船舶は晝夜何時でも無線醫療通信を爲すことが出来る。其の宛は

Radiomedical Ostende Radio **OST** とし、緊急信號 **XXX** を使用しても差支なし。

無線電報には船長署名し、最初に船内備付の醫療函の種類(白耳義の醫療函、英國の醫療函の如し)を通報する。醫療相談に應ずる病院には、各海運國(オーストラリア、白耳義、ブラジル、丁抹、フィンランド、佛蘭西、獨逸、グレートブリテン、諾威、和蘭、ポルトガル、西班牙、瑞典及びアメリカ合衆國等)の公定醫療函中に收めた藥品表が備へてある。之は投藥上極めて肝要のことである。醫療相談の無線電報には船長署名し、患者の症狀を詳細明確に通報すること。尙ほ總ての場合患者の性別、年齢、偶發事故の發生又は發病の日時、體温、脈搏、一般狀態及び患者の所在場所、若し疾病の場合には、患者の舌の色、呼吸、嘔吐、便通、尿量の性質をも通報すべきである。患者が既往に熱帶病に罹つたことがあらば之を記し、熱帶病又は傳染病に罹る虞れある港灣に最近在りたる場合は此の事實をも書き添へる。患者が熱傷を負ひたる場合には、其の部位、範圍及び深度を述べ、患者に骨折の疑ひあるときは、四肢に缺點の有無、關節の腫脹、患者が四肢を動かし得るや、絶対に動かし得ざるやを記述する。無線通信には佛蘭西語、フランダース語、英語、獨逸語及び西班牙語を使用することが出来る。回答には請求に使用した國語と同じ國語を使用する。但し

英語、獨逸語又は西班牙語を使用した場合には急速に回答し得るや否や保證は出来ない。若し必要ならば取り敢へず佛蘭西語で回答して置き、其の後通信の正確を期する爲め船舶で使用した國語と同じ國語で再送する方法もある。醫療相談には請求回答共料金を要しなし。取扱局は左の通りである。

Ostende Radio **OST** 500 (600) **A 2 H 24**

(リ) 佛 蘭 西 國

無線醫療相談は船舶と左記無線海岸局との間に交信するやうになつてゐる。

Bordeaux-Port Radio

Boulogne-Sur-Mer Radio

Le Haure Radio

Marseille Radio

Les Saintes-Maries-de-la Mer Radio

本通信は必ず緊急信號 **XXX** を以て始め、Radiomedical X Radio (Xは海岸局名略入)と宛てる。

通信文は佛蘭西語に依り明瞭、完全且つ詳細に作成しなければならない。

(例)

XXX Perambule "Radiomédical Marseille Radio" 旅客30歳、罹病二日間、體温39度、脈搏130、咽喉に疼痛、胸腔に紅色發疹あり。

醫療相談は無線電報に依つて出来る限り回答はするが、相談に對して責任は持てなす。

船舶は診断の費用を要しないが、電報の往復に要する料金(陸上局料、電信料共)は之を支拂はなければならない。其の精算は左記の所です。

Administration Générale des Postes, des Télégraphes et des Téléphones. Direction des cheques Postaux et des Articles d'Argent, 3 e Bureau, Paris.

取扱局は左の通りである。

Bordeaux-Port Radio	..	FFX	$\left. \begin{array}{l} 375 (800) \\ 440 (681) \\ 500 (660) \end{array} \right\}$..	A 1	A 2	H 24	0.40 (2)
Boulogne-sur-Mer Radio	..	FFB	$\left. \begin{array}{l} 375 (800) \\ 413 (726,4) \\ 500 (600) \end{array} \right\}$..	A 1	A 2	H 24	0.40 (1)
			1364 (219,95)					

Haver Radio (Le)	..	FFP	$\left. \begin{array}{l} 104 (2884,6) \\ 119 (2521) \\ 123 (2439) \end{array} \right\}$..	A 1		H 24	0.40 (1) (3)
			$\left. \begin{array}{l} 143 (2100) \\ 425 (705,9) \\ 500 (600) \end{array} \right\}$..		B		
Marseille Radio	..	FFM	$\left. \begin{array}{l} 365 (822) \\ 400 (750) \\ 500 (600) \end{array} \right\}$..	A 1	A 2	H 24	0.40 (2)
Stes-Maries-de-le Mer Radio			$\left. \begin{array}{l} 119 (2521) \\ 127 (2362,2) \\ 136 (2205,9) \\ 143 (2100) \end{array} \right\}$..	A 1	A 2	H 24	0.40 (2) (4)
(Les)	FFS	$\left. \begin{array}{l} 6250 (48) \\ 8265 (36,3) \\ 12770 (23,49) \\ 17280 (17,36) \end{array} \right\}$..	A 1	A 2	H 24	0.40 (2) (4)

[註] (1) 英佛間を定期に航海し、其のHome Portが英國海峡及びPas-de-Calaisに在る船舶が通信する場合には、陸上電信料金表に依る料金よりも割引して一語0.15法とする。

(2) 佛蘭西沿岸を定期に航海する船舶が通信する場合には、陸上電信料金表に依る料金よりも割引して一語0.15法とする。

(3) Havre 無線電信局は 0700 から 0110 までの各時の最初の 10 分間は 500 (600)(減幅電波)で聽守し、同電波で回答する。又 500 (600) の聽守時間外は絶えず 143 (2100) (持續電波)で聽守する。143 (2100) で受信した船舶の呼出に對しては 123 (2439) (持續電波)で回答する。

(4) 持續電波で下記の通り執務する。

A 0400-1700 偶數時には 143 (2100)、奇數時には 8265 (36.3) で聽守し、前者の呼出に對しては 119 (25.21) で回答し、後者の呼出に對しては 8265 (36.3) で回答する。

B 1700-0400 絶えず 8265 (36.3) で聽守し、同電波で回答する。船舶からの要求次第では、12770 (23.49) 又は 17280 (17.36) で回答することが出来る。

ニ、アメリカ

(イ) アメリカ合衆國

(A) 航海中の船舶への醫療の助言は The Tropical Radio Telegraph Co. 及び Affiliated Companies の局から通信する。之は國籍の如何に拘らず無報酬である。醫療の助言を求むる無線電報は、船長の署名を要し、且つ患者の症狀を簡單明瞭に

記述しなければならぬ。The United Fruit Co. の病院宛の無線電報は “Unifrutico” と宛て、其の次に病院所在地名を付ける。無線醫療相談の設備ある前記會社の病院は、左記の地方に在り、局を通じて交信出来る。

S. Marta Columbie, Limon Costa-Rica Radio, Almirante (panama), Puerto Arnuelles (Panama), Puerto Barrios (Guatemala)

The Tela Railroad Co. 病院は Tela (Honduras) に在り、 “Telarailco Tela” と宛てる。

The Truxillo Railroad Co. は Puerts Castilla (Honduras) に在り、 “Trurailco Castilla” と宛てる。

The Tropical Radio Telegraph Co. の Hialeah Radio, Florida Radio 及び New Orleans Radio の各局はそれ／＼其の町の病院と連絡して醫療の助言を送信することが出来る。

Miami への通信は Hialeah Radio, Florida Radio の各局に宛て、 New Orleans への通信は “Unifrutico New orleans” と宛てる。

旅客運送を爲す The United Fruit Co. の各船は何れも船醫を乗組ませて居り、無線電報に依る醫療相談には無報酬で之に應ずる用意がある。之には船名と共に “Ship's doctor” と宛てる。

此の無料にて取扱ふ醫療通信の制度は、當初醫師の乗組まない船舶の爲めに設けられたものではあるが、船醫が The United Fruit Co. の醫官に無線電信を以て醫療上の相談をしてもよい譯である。

同社が内科醫、外科醫及び其の連絡者を充分に備へてゐることは確實であるが、何分患者を現実に診察することが出来ないばかりでなく、無線醫療事業は全然無報酬でなされることであるから、前記會社及び之に従屬の機關も醫師も其の與へる助言と回答の遅延に對して責任を持つと云ふ譯には行かぬ。

無線醫療通信を送信する無線電信員は使用語數と Dh Medico とを電信に記入する。The United Fruit Co. 及び其の從屬機關は、Dh Medico と記された電報は **SOS** を除き其の他の電報に優先して之を取扱ふことになつてゐる。

(B) アメリカの The Radiomarine Corporation が使用する全海岸局は國籍の如何に拘らず、總ての船舶に無料で醫療通信を取扱ふ。

病氣に罹つた船員の症狀に關して船長から通信があつたときは、直ぐに最寄のアメリカ海員病院に送信する。さうすれば病院の醫師は受理した通信に基いて診斷し、其の治療法及び必要なる指示を記述して之を船舶に送信する。

Dh Medico と記された無線電報には料金を要しなす。

取扱局は左の通りである。

Radiomarine Corporation of America を R. C. A.,

Tropical Radio Telegraph Co. を T. R. T. と略稱する

Baltimore, Maryland Radio R. C. A. (B)	WMH	500 (600)	...	A 1 A 2 H 24
Baytown, Texas Radio R. C. A. (B)	KJV	500 (600)	...	A 1 A 2 1400-2300
Blue Ash Radio R. C. A. (B)	...	WGK		
3105 (96, 61)	3120 (96, 15)	4140 (72, 46)	4790 (62, 63)	
5520 (54, 347)	6330 (47, 39)	6210 (48, 31)	8280 (36, 23)	
8570 (35, 00)	A 1 A 2	1200, 1500, 1800, 2100, 0000, 0400	等	
Bolinas Radio R. C. A. (B)	...	KBH	500 (600)	A 1 A 2 H 24
Brooklyn, New York Radio R. C. A. (B)	...	WNY	500 (600)	A 1 A 2 H 24
Buffalo, New York Radio R. C. A. (B)	...	WBL	425 (705)	A 1 A 2 H 24
Chatham, Massachusetts Radio R. C. A. (B) (1)	WCC	500 (600)	...	A 1 A 2 H 24
Chatham, Massachusetts Radio R. C. A. (B)	WIM	500 (600)	...	A 1 A 2 H 24
Chicago Radio R. C. A. (B)	...	WGO	425 (705)	A 1 A 2 H 24

Duluth, Minnesota Radio R. C. A. (B) . . .	WRL	{ 454 (660) 425 (705) 454 (660)	. . .	A 1	A 2	1300-0100
Port Morgan, Alabama Radio T. R. T. Co. (A) WIO						
Galveston Radio R. C. A. (B)	WGV	500 (600)	. . .	A 1	A 2	1900-2300 1400-1800
Hialeah, Florida Radio T. R. T. Co. (A) . . .	WAX	500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
Hingham, Massachusetts Radio T. R. T. Co. (A)	WBF	500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
Mobile, Alabama Radio T. R. T. Co. (A) . . .	WNN	500 (600)	. . .	A 1	A 2	
				週	H	1400-1800
				H	曜	1400-1700
						2100-2300
New London Connecticut Radio R. C. A. (B) WSA		500 (600)	. . .	A 1	A 2	0300-1100
New Orleans Radio T. R. T. Co. (A)	WNU	500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
Palm Beach, Florida Radio (B)	WOE	500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
Port Arthur, Texas Radio R. C. A. (B) . . .	WPA	500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
Portland, Oregon Radio R. C. A. (B)	KPK	500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
Savannah Radio R. C. A. (B)	WSV	500 (600)	. . .	A 1	A 2	1100-0100

Torrance, California Radio R. C. A. (B) (1) KSE		500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
Tuckerton, New Jersey Radio R. C. A. (B) (1) WSC		500 (600)	. . .	A 1	A 2	H 24
West Dover, Ohio Radio R. C. A. (B) . . . WCV		425 (705)	. . .	A 1	A 2	H 24

[註] 8440 (35.55) 以下の短波長を使用して執務する。此の電波又は之れ以下の電波即ち 3120 (96.15) 5545 (54.10), 6370 (47.11) に依る送信は普通夜間(局の地方時に於ける)使用せられる。船船の位置に依つては晝間及び夜間の送信時期を延長する。

(ロ) グンタマニ國

アメリカ合衆國(A)を見よ。

Puerto Barrios T. R. T. Co.	TGU
-------------------------------------	------------

(ハ) ホンバチラス共和國

アメリカ合衆國(A)を見よ。

取扱局は左の通りである。

Puerto Castilla, Truxillo Railroad Co.	HRA
Teguicgalpa T. R. T. Co.	HRB

Tela, Tela Railroad Co. **HRC**

(ニ) ニカラグア國

アメリカ合衆國(A)を見よ。

取扱局は左の通りである。

Bluefields, Nicaragua T. R. T. Co. **YNB**

Cape Gracias T. R. T. Co. **YNC**

Managua, Nicaragua T. R. T. Co. **YNA**

(ホ) コスタ・リカ國

アメリカ合衆國(A)を見よ。

Limon, Costa Rica Radio, United Fruit Co. . . **TIM**

(ク) パナマ共和國

アメリカ合衆國(A)を見よ。

取扱局は左の通りである。

Almirante Radio, United Fruit Co. **HPK 500 (600) . . . A 1 A 2 H 24**

Puerto Arnuelles Radio, Chiriqui Land Co. **HPN 500 (600) . . . A 1 A 2 H 24**

(ト) コロンビア共和國

アメリカ合衆國(A)を見よ。

S. Marta, Rep. Columbia, United Fruit Co. **HJW 500 (600) . . . A 1 A 2**

三、太平洋沿岸

(イ) オーストラリア聯邦

各國の船舶はオーストラリア聯邦の The Amalgamated Wireless Ltd. の海岸局から醫療上の助言を求めることが出来る。

醫療上の助言を求むる無線電報には、患者の症状を簡單明瞭に記述し、且つ船舶備付の醫療函を簡單に説明する。

此の通信には英語を使用し、船長が署名し、海岸局の次ぎに “Radiomedical” と宛てる。

危急を要する場合には、遭難信號を除き他の通信に優先する緊急信號 **XXX** を使用しても差支ない。

無線醫療通信の請求及び回答には料金を要しなす。

Adelaide Radio **VIA $\frac{425}{500}$ (705) A 2 H 24**

Brisbane Radio **VIB $\frac{435}{500}$ (690) A 2 H 24**

Broome Radio	VIC	441 (680) 500 (600)	A 2 H 24
Darwin, North Territ Radio	VID	417 (720) 500 (600)	A 2 H 24
Esperance, Western Australia Radio	VIE	441 (680) 500 (600)	A 2 0000-1200 2300-2400
Geraldton Radio	VIN	448 (670) 500 (600)	A 2 0000-1200 2300-2400
Hobart Radio	VIH	417 (720) 500 (600)	A 2 0000-1000
Melbourne Radio	VIM	448 (670) 500 (600)	A 2 H 24
Perth, western Australia Radio	VIP	405 (740) 500 (600)	A 2 H 24
Rocklampton Radio	VIR	417 (720) 500 (600)	A 2
		月曜日より土曜日まで 0000-0730 2300-2400	日曜日	0000-0300 0400-0700 2300-2400
Sydney Radio	VIS	395 (760) 500 (600)	A 2 H 24

Thursday Island Radio	VII	417 (720) 500 (600)	A 2 H 24
Townsville Radio	VIT	429 (700) 500 (600)	A 2 月曜日より金曜日まで 0130-0200 0300-0400 0500-0530 0630-0700 0730-2100 2200-2248 2345-0030
				土曜日 0130-0200 0300-2100 2200-2248 2345-0030
				日曜日及び休日 0100-2400
Wyndham, Western Australia Radio	VIW	417 (720)	A 2 月曜日より金曜日まで 0100-0400 0600-1000
				土曜日 0100-0400

(ロ) マリアナ群島

無線電信局の国籍はアメリカ合衆国である。
無線電信局は航海中の各船に無線電話で醫療上の助言を與へる。

船内患者の症状に關して船長から送られた通信は、地方海軍醫務官憲に轉送する。該官憲は受信した通信の内容に依つて診斷をするのである。此の種の無線電報には料金を要しない。

Guam Radio, United States Navy . . . **NPN** 500 (600) . . . **A 2 H 24**

(ニ) ニュー・ギニア

オーストラリア聯邦を見よ。

Rabaul Radio **VJZ** $\frac{429}{500}$ (700) **A 2** 月曜日より金曜日まで
 0000-0030 0230-0300
 0400-0430 0800-0900
 1000-1400
 土曜日
 0000-0030 0230-0300
 0400-0430 0600-1400
 日曜日
 0000-1400

(ニ) パプア

オーストラリア聯邦を見よ。

取扱局は左の通りである。

Port Moresby Radio **VIG** $\frac{417}{500}$ (720) **A 2** 月曜日より金曜日まで
 0230-0300 0530-0600
 2230-2300
 土曜日
 0230-0300 2230-2300
 日曜日及休日
 0200-0300

Samarai Radio **VIJ** $\frac{417}{500}$ (720) **A 2** 月曜日より金曜日まで
 0130-0200
 土曜日
 0130-0200 2230-2300
 日曜日休日
 2300-2400

(ホ) マアシャル群島

オーストラリア聯邦を見よ。

Nauru Radio (A) **VKT** $\frac{454}{500}$ (660) **A 2 B**
 月曜日より金曜日まで
 0800-1100 1400-1600
 2000-2100

土曜日 0800-1100 1400-1500
 2000-2100
 日曜日及び休日は休止

(一) フキジー群島

無線電信局の国籍は英國である。
 各國の船舶は局から醫療上の助言を求めることが出来る。以下オーストラリア聯邦と同様だから略す。
 取扱局は左の通りである。

Labasso Radio **VPE** $\frac{441 (680)}{500 (600)}$ **A 2**
 土曜日を除く週日
 2215-2245 0200-0230
 土曜日(日曜日休止)
 2215-2245
 休日
 2215-2245

Savusavu Radio **VQL** $\frac{441 (680)}{500 (600)}$ **A 2**
 土曜日を除く週日
 2315-2345 0330-0400
 土曜日(日曜日休止)
 2315-2345

Suva Radio **VRP** $\frac{441 (680)}{500 (600)}$ **A 2**
 週日
 2000-2030 2335-2400
 0130-0200 0215-0230
 0430-0500 0700-0730
 0835-0900 0930-0945
 1000-1100 1115-1200

日曜日
 2215-2245 0300-0400
 0700-0730 0835-0900
 0930-0945 1000-1100
 1115-1200

休日
 2000-2015 2115-2130
 2215-2245 2330-0400
 0700-0730 0835-0900
 0930-0945 1000-1100
 1115-1200

Taveuni Radio **VPI** 441 (680) **A 2**
 土曜日を除く週日
 2245-2315 0230-0300
 土曜日(日曜日休止)
 2245-2315

(ト) サモア群島

無線電信局の國籍はアメリカ合衆國である。

マリアナ群島を見よ。

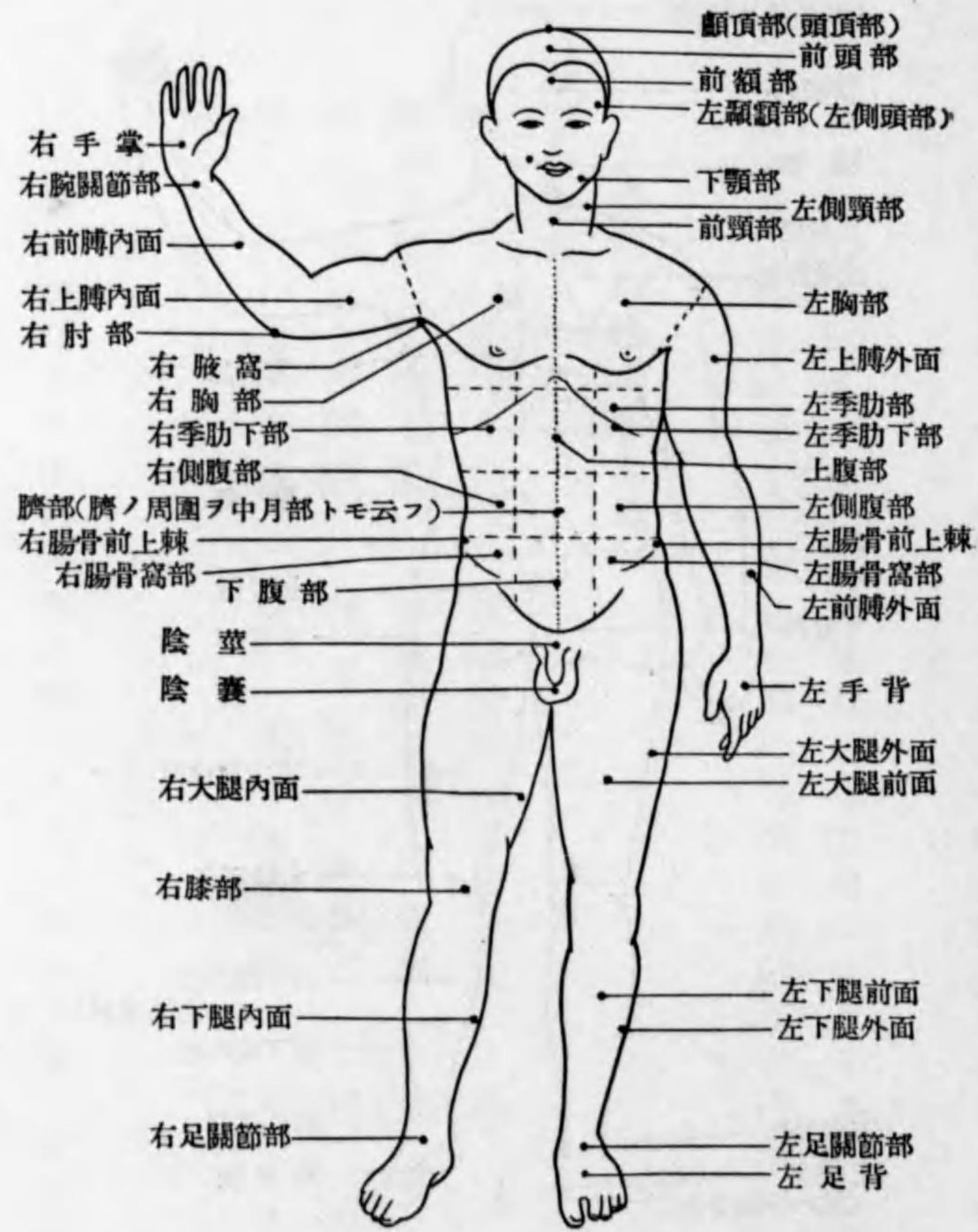
Tutula Radio, United States Navy NPU 500 (600) A 1 H 24

第五十九章 醫療通信文の作成

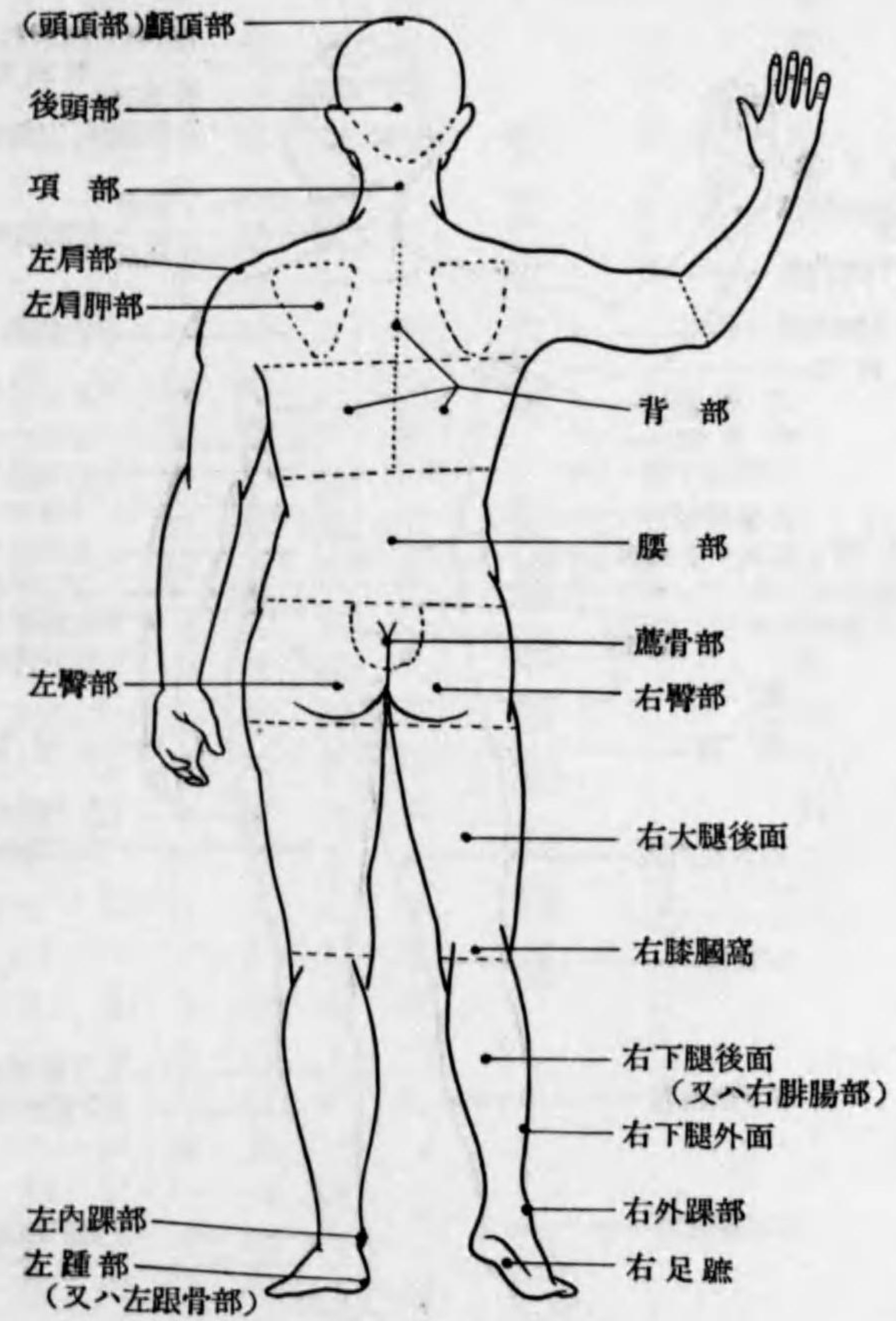
無線醫療相談を求めるとは通信文が精細且つ明確であつて、相談を受けた醫師が正確な診斷をなし、有效適切な助言をなし得るものでなくては役に立たない。其の爲め船長は患者を診る際次ぎの質問表に依れば良い指針となり、且つ通信文の作成に當り醫師の診斷上の要目を漏らすことが無いであらう。

船長は質問表の順序に従つて應答を作り、其の通り通信文を作成するがよい。尤も患者に取つて關係の無い症狀は之を省略すべきであるが、輕微な負傷の場合を除く外、患者の呼吸、脈搏及び體温はいつでも必要である。

通信文中には常に船舶の位置を加へる必要がある。之は若し事態がむづかし



第二百二十七圖 身體各部の名稱 (其の一 前面)



第二百二十八圖 身體各部の名稱 (其の二 背面)

いやうならば、相談を受けた醫師が、最近の港に寄港を勧めるのに都合がよいからである。

何れの海洋に在つても、此の種の通信には船長が署名することが肝要である。船長は通信文の作成に當り、身體各部の名稱を擧げるには前圖に據るが便利である。

船長の患者質問表

(一) 患者の區別

船	長	運轉士又は實習生徒	機	關	長
機關士又は實習生徒	事務長又は事務員	無線電信技士			
甲板部普通海員	機關部普通海員	司	厨	部	員
婦	人	乘	員	男	子
				旅	客
				婦	人
				旅	客

(二) 患者の年齢

(三) 呼吸數

一分間に於ける呼吸數(呼氣を數へても、吸氣を數へてもよい)を記す。

(四) 脈搏數

一分間に於ける脈搏數を記す。

(五) 體 溫

- 一、攝氏又は華氏で計つた體溫。
- 一、發熱の場合は左の點を記す。
最高及び最低體溫。
稽留熱(數日間殆んど昇降しない熱)。
弛張熱(毎日攝氏一度、華氏二度以上昇降する熱)。
體溫を計つた場所(腋窩、口中、肛門内等)。

(六) 疾病、創傷、疼痛、發疹、咳嗽等の持續期間を記す。

(七) 發 病

- 一、緩慢の發病。
- 一、急激の發病。
- 一、初めての發病か、前に一度罹つたことがあるか、又は同一症狀の病に數回罹つたか。
- 一、患者は熱帶地方に居つたことがあるか。
- 一、大酒家か否か。
- 一、以前左記疾病の何れかに罹つたことがあるか。

(八) 偶發事故又は創傷の場合

マラリア、微毒、熱性レウマチス、猩紅熱、赤痢等を記す。

- 一、事故が起つた情況、創傷の位置及び性質を簡潔に記す。
- 一、出血があつたか、如何にして出血が止まつたか。
- 一、熱傷の場合は、傷の在り場所、廣さ及び深さ。
- 一、骨折と思はれる場合は、四肢に變形があるか、運動が出来るか、骨折に軟部創傷が伴つてゐるか、傷が化膿してゐるか。
- 一、關節に負傷して脱臼した場合は、運動障礙があるか。(例へば肩へ手が擧げられるかどうか)を記す。

(九) 疾病の場合

發病を自覺させる最も顯著な徴候を記す(例へば發熱、咳嗽、衄血、痛み、嘔氣、嘔吐、咯血、下痢、眩暈、譫妄、便秘、皮膚の發疹等)

(一〇) 疼痛の状態

- 一、患者が痛みを訴へる場合、其の痛みが持續するか、間歇的であるか、並に其の強度及び場所。
- 一、壓迫したとき又は激しい咳嗽、嘔吐のとき、其の痛みが増すか、

否かを記す。

(二一) 神経系統の状態

- 一、患者が譫妄を發するか、此の譫妄は持續するか、間歇的であるか、激しいか、穏かであるか、幻影を見るか。
- 一、患者を取り鎮めることが出来ないか。
- 一、自殺の憂ひがあるか。
- 一、意識を失つたことがあるか。
- 一、痙攣があつたか、痙攣の發作は、意識の消失を伴ひ、舌を嚙んだか。
- 一、昏睡状態にあるか(眠つてゐるのか、或は常に眠る傾向にあるのか)を記す。

(二二) 腫物の状態

- 一、腫物の位置、状態、大きさ、色。
- 一、實質が硬いか軟かいか。
- 一、膿の有無を記す。

(二三) 皮膚の状態

- 一、皮膚が乾いてゐるか、濕つてゐるか。
- 一、發汗(特に夜)があるか。
- 一、皮膚が黄色であるか。
- 一、發疹があるか、其の様子即ち赤いか、平らか、丘疹か、水疱か、潰瘍かを記す。

(二四) 呼吸器の状態

- 一、呼吸器の性質、即ち静かであるか、騒々しい(響を伴ふ)か、苦痛を伴つて困難であるか(呼吸促進)。
- 一、咳があるか、即ち乾咳か。
- 一、痰が出るか、痰はどのやうなものか、其の量と外觀(例へば卵の白味のやうなのか、粘液質か、膿状か、其の色と臭、血液が混つてゐるか、血液許りか)を記す。

(二五) 心臓と血液循環の状態

- 一、脈搏が弱いか、強いか、規則正しいか、不規則か。
- 一、動悸がするか。
- 一、皮膚と粘膜に紫藍色(チアノーゼ)があるか。

- 一、顔は蒼白か、充血してゐるか。
- 一、體全體に浮腫があるか、一部分(例へば足、眼瞼等)に浮腫があるかを記す。

(二六) 消化器の状態

- 一、呼氣に不快な臭があるか。
- 一、舌が乾いてゐるか、濕つてゐるか、其の色は普通であるか、赤か、白か、褐色か。
- 一、齒齦が腫れてゐるか、出血してゐるか。
- 一、嘔氣又は嘔吐があるか、其の回数が頻繁か、吐物は食べた物か、綠色(胆汁)か、血が混つてゐるか、特別な臭氣があるか、糞臭があるか。
- 一、食後に痛みが増すか。
- 一、腹は平らであるか、張つてゐるか。硬いか軟かいか、それは腹全體か、一部分か、部分的ならば何處の部分か、患者の腹に觸れると痛みを訴へるか、それは右か左か。
- 一、下痢があるか、何日からか、一日幾回か、便に血液又は粘液があるか。

るか。

- 一、便秘してゐるか、何日からか、便とガスが何日から全く止まつてゐるか、便は灰白色、尿は褐色で、皮膚と結膜が黄色であるかを記す。

(二七) 泌尿生殖器の状態

- 一、陰莖に潰瘍、辜丸に腫れ、尿道からは膿が出るか。
- 一、股の腺が腫れてゐるか、硬いか、軟かいか、痛むか。
- 一、尿が出ないか、それは何日からか、尿失禁があるか、尿意を頻繁に感ずるか、尿が多いか、少いか、澄んでゐるか、濁つてゐるか、血液が混じてゐるか、蛋白や糖があるかを記す。

(二八) 耳の状態

- 一、痛みが兩方にあるか、片方にあるか。
- 一、兩方又は片方が急に聾になつたか。
- 一、耳鳴があるか。
- 一、膿又は血液が出るか。
- 一、同時に嘔氣、嘔吐又は眩暈があるかを記す。

(一九) 眼の状態

- 一、眼の悪るいは両方か、又は片方か。
- 一、充血があるか。
- 一、眼脂又は膿が出るか。
- 一、痛みがあるか、傷を受けたのか。
- 一、両方又は片方が急に視力障害を起したのか、
- 一、瞳孔は散大してゐるか、収縮してゐるか、両方が同じやうであるかを記す。

(二〇) 鼻、咽喉の状態

- 一、鼻が塞つてゐるか、鼻に潰瘍があるか、膿が出るか、はなぢ血が止まらぬか。
- 一、咽喉が赤くて痛い、扁桃腺が腫れてゐるか、咽喉と扁桃腺に白色の斑点又は潰瘍があるか、食事をするに困難か又は全然出来な_いかを記す。

以上の外熱病に罹つた場合には、以前熱帯病に罹つたことの有無、熱帯地方の何處に寄港したかを記す。

一般に患者には如何なる治療、薬剤及び食事を與へてゐたか、及び其の結果はどうであつたかを記す必要がある。

次ぎの例を見れば、通信文は如何に記載すべきか、又如何に記載すれば完全であるかが了解されると思ふ。

(例一) 白耳義國オステンド局宛の無線電報

(船名) T 電報字數、送信時刻

XXX-Radiomedical Ostende-Radio 白耳義醫療函 船の位置 火夫四五

歳 強壯 二日間病氣 急激なる發病 惡寒 稽留熱攝氏三九度
 脈搏一二〇 呼吸困難三六 右胸部に疼痛 銹色の痰あり 毎日
 アスピリン一瓦を與ふるも效果なし 船長〇

此の電報に依つて、相談を受けた醫師は、肺炎なりとの診断を下し得て、有效な手當を教示することが出来たであらう。

(例二) スカンデナヴィア地方の局へ宛てた無線電報

(船名) P 電報字數 送信時刻

Göteborg-Radio 船の位置 水夫二四歳 強壯 二日間病氣 急激なる發病 熱攝氏三八・四 脈搏一〇〇 呼吸二〇 舌白色 嘔

氣 嘔吐 壓迫により右腹部に疼痛あり 便秘 腹張る 下痢に
より二回便通 船長K

此の電報に依つて、患者は急性盲腸炎に罹つてゐることが診断出来る。

(例三) 今假に次ぎのやうな電報を發信したものとす。

二日間病氣 腹痛を訴へる 熱あり 硫酸マグネシアを與へたるも效
なし

之では餘りに漠然としてゐて、診断をすることが出来まいと思はれる。
以上の例に就いて見るやうに、醫療相談をするには、電文は簡潔でもそれが
完全なものでなくてはならない。之に依つて無駄な手数を省き、急速にして而
も要領を得た指示を求めることが出来るのである。之に反して電文の記載が不
完全であると、通信を交換してゐる間に、船は何時か交信圏外に出て、遂に回
答を得ずに終ることになる。殊に交信する兩船が反対方向に進行してゐる場合
には、一層斯かる事態に陥り易いのである。

第六十章 船内醫療函

本書に於て船内醫療函と稱するものには甲種と乙種との別がある。甲種船内

醫療函とは船員法施行規則第三號表甲種衛生用品表に、又乙種船内醫療函とは
同規則第四號表乙種衛生用品表に各々掲載せられたもの全部を收めた函をいふ
のである。左表の物品に冠した番號は、無線電信醫療相談に於て、醫師から返
信する際などに、藥品名、醫療器械又は衛生用品をいふ代りに、頭書の番號を
用ひる便宜上設けられたものである。

一、甲種船内醫療函在中品表

(一) 内 用 藥

番 號	藥 品 名	數 量	備 考
第一號	ア ス ビ リ ン 錠	二〇〇箇	
第二號	ア ミ ノ ビ リ ン 錠	五〇箇	
第三號	安 息 香 酸 ソ ー ダ カ フ エ イ ン (ア ン ナ カ)	五〇瓦	劇 藥
第四號	鹽 酸 キ ニ ー ネ 錠	二五〇箇	
第五號	稀 鹽 酸	五〇〇瓦	
第六號	規 鐵 丸	五〇〇箇	
第七號	苦 味 チ ン キ	五〇〇瓦	

第八號	健胃錠	一、〇〇〇筒	
第九號	醋酸カリ液	五〇〇瓦	
第一〇號	サリチル酸ソーダ錠	四〇〇筒	
第一一號	サントニン錠	三〇〇筒	
第一二號	次硝酸蒼鉛錠	五〇〇筒	
第一三號	重炭酸ソーダ錠	一、〇〇〇瓦	
第一四號	シロップ	五〇〇瓦	
第一五號	セネガシロップ	一、〇〇〇瓦	
第一六號	臟器止血成分製劑	五〇錠	
第一七號	炭酸グアヤコール丸	一、〇〇〇筒	
第一八號	ヂアスタールゼ	二五〇瓦	
第一九號	薄荷水	五〇〇瓦	
第二〇號	パール錠	一〇〇筒	劇
第二一號	（一錠中主薬〇、一瓦） ビタミンB製劑（脚氣薬）	一、〇〇〇錠	
第二二號	ヒマシ油	五〇〇瓦	

(二) 外用薬

第二三號	白檀油又はコバイバルサム	一〇〇瓦	
第二四號	プロムカ	一〇〇瓦	
第二五號	（一錠中主薬〇、一瓦） プロムワレリル尿素錠	三〇〇筒	
第二六號	ホミカエキス十倍末	五〇瓦	劇
第二七號	マグネシア（煨性マグネシア）	一〇〇瓦	
第二八號	ヨードカリ錠	二〇〇筒	劇
第二九號	硫酸マグネシア（硫苦）	一、〇〇〇瓦	
第三〇號	（一錠中主薬〇、一瓦） 磷酸コデイン錠	一〇〇筒	劇
第三一號	ロカイヤラツバ丸	五〇〇筒	
第三二號	ロートエキス十倍末	五〇瓦	劇

第三三號	亞鉛華オレフ油	五〇〇瓦	
第三四號	亞鉛華ゴム絆創膏	三本	

第三五號	亞鉛華澱粉	五〇〇瓦	劇藥
第三六號	アールコニール	一、〇〇〇瓦	
第三七號	アールモニア	五〇〇瓦	
第三八號	イヒチオールスルホン酸アンモン (イヒチチオキシル)	二五〇瓦	
第三九號	アミノエトクオリヂン	一〇瓦	
第四〇號	鹽素酸カリ	五〇〇瓦	劇藥
第四一號	オレフ油	五〇〇瓦	
第四二號	過酸化水素水	五〇〇瓦	
第四三號	過マンガン酸カリ	二五瓦	
第四四號	稀ヨードチンキ	五〇〇瓦	
第四五號	グリセリン	五〇〇瓦	劇藥
第四六號	クレゾール	二五瓦	
第四七號	クレゾール石鹼液	一、五〇〇瓦	劇藥
第四八號	醋酸鉛(鉛糖)	五〇〇瓦	
第四九號	サリチル酸アルコール(五%)	五〇〇瓦	

第五〇號	硝酸銀	二五瓦	劇藥
第五一號	消毒クリーム(性病豫防藥)	七〇〇瓦	
第五二號	水銀軟膏	適宜	
第五三號	タールバスタ	五〇〇瓦	
第五四號	タンニン酸ロート坐劑	五〇〇瓦	
第五五號	デルマトール	二五瓦	
第五六號	燃料用アルコール	五〇〇瓦	
第五七號	白色ワセリン	五〇〇瓦	
第五八號	ピツク膏	一本	
第五九號	硼酸錠	二、〇〇〇箇	
第六〇號	(一錠中主藥二、〇瓦)	一、〇〇〇瓦	
第六一號	硼酸軟膏	一、〇〇〇瓦	劇藥
第六二號	ハロゲンオキシメルクリフ	一〇瓦	劇藥
第六三號	ヨードホルム	二五瓦	
第六四號	硫酸亞鉛水(〇・五%)	五〇〇瓦	

(三) 醫療器械類

番 號	品 名	數 量	備 考
第六五號	小外科器械	一具	
第六六號	外科刀	三箇	
第六七號	直剪	一箇	
第六八號	彎剪	一箇	
第六九號	彎剪	一箇	
第七〇號	有鉤ピンセツ	二箇	
第七一號	兩頭鉗	一箇	
第七二號	止血鉗	三箇	
第七三號	持針器	一箇	
第七四號	探子	二箇	
第七五號	縫合針	五箇	
第七六號	縫合針	一把	
第七七號	消毒盤	一箇	

第七八號	膿盆	一組	
第七九號	グリセリン灌腸器	一箇	
第八〇號	ゴムカテ	三箇	
第八一號	尿道注射器	一箇	
第八二號	スボイ	一箇	
第八三號	洗眼コップ	一〇箇	
第八四號	反射鏡	一箇	
第八五號	卷綿子(咽頭用)	一箇	
第八六號	同綿子(耳鼻用)	五箇	
第八七號	消毒ガゼ貯槽	一箇	
第八八號	器械消毒器	一箇	
第八九號	天秤	一箇	
第九〇號	竿秤(瓦用)	一箇	
第九一號	液量器	一箇	

第一〇九號	第一〇一號	第一〇二號	第一〇三號	第一〇四號	第一〇五號	第一〇六號	第一〇七號	第一〇八號	第一〇九號	第一一〇號	第一一一號	第一一二號	第一一三號	第一一四號	第一一五號	第一一六號	第一一七號	第一一八號	第一一九號	第一二〇號	第一二一號		
三	片	副	晒	綿	防水紙	水	水	安	防	體	手	手	術	術	敷	衣	布	計	布	針	枕	囊	
八	裂	同	角	眼	木	ネ	ラ	フ	紙	(亞麻仁油紙)	ル	綿	木	帶	巾	巾	巾	巾	巾	巾	巾	巾	巾
六	裂	半	反	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷	卷
一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒	一〇筒

第一二二號	第一二三號	第一二四號	第一二五號	第一二六號	第一二七號	第一二八號
手	雜	吸	插	尿	指	懷
洗	用	入	込	便	サ	ツ
刷	刷	刷	刷	刷	刷	刷
毛	鈇	器	器	器	ク	爐
二筒	一筒	一筒	一筒	一筒	三六筒	一〇筒

〔備考〕
 本表に掲ぐる數量は發航當時に備ふべきものであつて、航行中消費した爲め右の數量に不足を生じたときは、次ぎの到着港で能ふ限り之を補充すべきである。

二、乙種船内醫療函在中品表

(一) 内用藥

番 號	藥 品 名	備 考
第一號	ア ス ビ リ ン 錠	
第二號	鹽 酸 キ ニ ー ネ 錠	
第三號	健 胃 錠	
第四號	コ ロ ダ イ ン	
第五號	次 硝 酸 蒼 鉛 錠	
第六號	重 炭 酸 ソ ー ダ	
第七號	ビ タ ミ ン B 製 劑 (脚 氣 藥)	
第八號	ヒ マ シ 油	
第九號	白 檀 油 又 ハ コ バ イ バ ル サ ム	
第一〇號	葡 萄 酒	
第一一號	ブ ロ ム ワ レ リ ン 尿 素 錠	
第一二號	硫 酸 マ グ ネ シ ア (硫 苦)	

(二) 外用藥

番 號	藥 品 名	備 考
第一三號	磷 酸 コ ー デ イ ン 錠	劇 藥
第一四號	ワ レ リ ン ア セ チ ル フ エ ノ ー ル フ タ レ イ ン 錠 (二 錠 中 主 藥 〇、二 瓦)	
第一五號	亞 鉛 華 オ レ フ 油	
第一六號	亞 鉛 華 ゴ ム 絆 創 膏	
第一七號	ア ル コ ー ル	
第一八號	ア ン モ ニ ア 水	
第一九號	オ ー レ フ 油	
第二〇號	過 酸 化 水 素 水	
第二一號	稀 ヨ ー ド チ ン キ	
第二二號	グ リ セ リ ン	
第二三號	ク レ オ ソ ー ル	劇 藥
第二四號	ク レ ゴ ー ル 石 鹼 液	

第二五號	サリチル酸アルコール(五%)	膏	劇	藥
第二六號	水銀軟膏	膏		
第二七號	硼酸軟膏	膏		
第二八號	硼酸軟膏	膏		
第二九號	ビツク	膏		
第三〇號	ヨ	膏	劇	藥
第三一號	硫酸亞鉛水(〇・五%)	膏		

(三) 醫療器械類

第三二號	小外科器具	械		
第三三號	消毒	盤		
第三四號	止血	帶		
第三五號	ス	ト		
第三六號	ゴム	ル		

(四) 綑帶材料

第三七號	體溫計			
第三八號	灌腸器(イチヂク灌腸器)	器		
第三九號	洗眼	コ		
第四〇號	挿入便器	器		
第四一號	尿管	器		
第四二號	氷嚢	器		
第四三號	氷枕	枕		
第四四號	懷爐	爐		
第四五號	指サック	ク		

番 號 藥 品 名 備 考

第四六號	ガ	品	名	備	考
第四七號	昇汞	脂	ガ	品	名
第四八號	脱脂綿	綿	ゼ	品	名

第六一號	膏
第六二號	藥
	セ
	筒

(五) 藥劑用品

第五五號	藥	品	名	備	考
第五六號	藥	包	袋		
第五七號	藥		紙		
第五八號	漏		匙		
第五九號	液	量	器		
第六〇號	點	眼	瓶		

第四九號	卷	綿	三	角	繃
第五〇號		フ			
第五一號	防	水	ラ	角	繃
第五二號				ネ	
第五三號	片	眼			
第五四號	副		木	帶	紙
				ル	巾
					帶

第六篇 主要徵候解說

第六篇 主要徵候解説

第六十一章 心臓部の痛み

狭心症 は心臓部に急激に強烈な痛みと、胸を締めらるやうな感じが起り、左腕の方に擴がり、時には兩腕にまで及ぶ。直ぐにも死にさうな不安と苦痛を感ずるが、脈搏と呼吸には餘り變化がない。之は五十歳を越えた者が動脈硬化症又は微毒に罹つてゐる場合、或は阿片常用者に多い。心臓麻痺に依つて突發的に死ぬことがある。

第六十二章 腸出血

血液の疑ひあるものが肛門から出た場合は、それが本當に血液なのか、若し血液ならば出血の原因は何かを調べなければならぬ。血液が赤色ならば、それが流動狀でも、凝塊でも、又排泄物と混じてゐても、ゐなくても、容易に判定することが出来る。出血後時が経過すると血液が黒くなるから、糞便を黒色にする鐵劑、蒼鉛劑

等を服用したかどうかを確かめる。疑はしい場合には糞に水を注ぎ、若し血液ならば、洗つた水が血の色を呈する。

腸出血を起す病は次ぎのやうなものである。

腸チフス では、腸出血は病が可なり経過した後になるものであるから、診断を決定するに餘り役立たない。

腸結核 では下痢、腹痛、弛張熱、盗汗がある外時々腸出血がある。

赤痢 では疝痛と共に血便が出る。便は血液の外に、粘液と壊死した粘膜の断片が混合してゐる。

痔の出血は常に鮮紅色で、便通時に肛門の痛みを伴つて起る。

其の他腸出血は黄熱病、敗血症、丹毒、腸痛等の場合又は砒素、磷、水銀、アンチモン等の急性中毒の場合にも起る。

第六十三章 動悸(心悸亢進)

動悸は、心臓の搏動に伴つて感ずる不快な感覺である。

心臓病は多く動悸を伴ひ、軽いときは運動時のみに起り、重いときは安静時にも起る。

心臓病の外には消化不良、膽石、腸寄生蟲病、脚氣、神經衰弱、ヒステリー等で起り、又コーヒー、茶、煙草等の中毒でも起る。

第六十四章 腹痛

腹痛の場合には、痛みの場所を先づ第一に確かめる。痛みが腹の全部に亘つてゐたら、痛みが始まつた時の場所と、痛みが擴がつて行く方向を知ることが重要である。

(一) 腹全體の痛み

持続性の痛みであるか、或は發作性の疝痛であるかを調べる。

不消化と冷却に因る疝痛ならば、食事後二、三時間してから現はれ、嘔氣、嘔吐、下痢があつて、熱は高くなく、脈搏は通常と變りはない。

コレラ の場合には、疝痛の外に米の磨汁のやうなものを吐瀉する。且つ身體は冷たく、腓腸部の拘攣、尿の閉止等がある。此の場合には砒素、アンチモン、昇汞、或は有毒茸の中毒でないかを確かめる必要がある。

赤痢 の場合には、便通時に非常な疝痛がある。絶えず便所に行きたく、肛門に絞る感があり、頻繁に血の混つた卵白様のものを下痢する。此の場

合には中毒ではないか、食べた物に就いて質さなければならぬ。又細菌性赤痢かアメーバ性赤痢かを知ることが大切である。細菌性赤痢は急激に發病して發熱する。アメーバ性赤痢は發病が緩慢で、熱は無いが時として肝臓に膿瘍を起す。細菌性赤痢は各國にあるが、アメーバ性赤痢は熱帶地方に多く見る病である。

鉛中毒(鉛に因る痙痛) の場合には、發作を伴つた繼續的の腹痛があり、特に臍の上が猛烈である。壓迫を加へると緩和される。頑固な便秘や嘔吐があり、熱は無い。顔色蒼白となり、脈搏が微弱、齒齦の縁が白色になる。嵌頓ヘルニア、腸閉塞、腹膜炎 の場合には、繼續的或は發作的の激烈な腹痛がある。頑固な便秘と胆汁の嘔吐があり、腹が膨れ、脈搏が多く、頬と鼻の肉が落ちる。是等の病の内嵌頓ヘルニアは痛みの場所が限られてゐるから、脱腸の位置は判明する。腸閉塞の場合には、糞便もガスも出ず、初めは胆汁を吐くが、後には流動狀の糞便を吐く。

(二) 腹の表層に於ける痛み
 腹壁の蜂窠織炎 は腹の表面が痛み、皮膚が赤く熱くなり、其の部分が腫れる。

筋レウマチス では外見上著しい變化の無いのが常で、他の部分の筋肉や關節の痛みを合併することがある。

(三) 上腹の痛み

上腹の痛みは、多くの場合、胃病の徴候である。然し蟲様突起炎では先づ上腹に痛みが起り、暫く経つて右腸骨窩が痛んで來ることが少くない。

胃カタル では鳩尾の重壓感、嘔氣、嘔吐、舌苔、頭痛、輕熱等がある。

胃酸過多症 では、食後二、三時間して、焼くやうな痛みが鳩尾から下腹へ擴がる。噯氣や胸燒がして、酸味ある液が出る。食物を攝ると痛みが止まることがある。

胃潰瘍 は錐で刺すやうな激烈な痛みがあつて、脊椎骨にまでも及ぶ。其の痛みは切り創、火傷の感じに似てゐる。體を動かしたり、食物殊に酸性の物を攝ると激しくなる。食後二、三時間して痛みが極度に達し、時に吐血する。此の出血は致命的のことがある。

胃痛 は一般に四十歳以上の人に起ることが多い。食後上腹に重苦しい感じと鈍痛を覚え、噯氣、嘔氣、嘔吐等がある。吐物は數時間或は數日間胃に滯つてゐた食物で、時に黒味を帯びた血液が混じり、恰もコーヒー滓の

やうな状態である。病が進むと、瘦せと貧血が特に著しくなる。

(四) 右季肋部の痛み

膽石 　では肝臓の部分に發作的に極めて激しい痛みが起る。之は結石が輸膽管を通るときに起るので、胃部と肩胛部の方にまで擴がる。惡寒、嘔氣、嘔吐、時には黄疸を伴ふ。

肝臓膿瘍 　では膽石に似た痛みを起し、惡寒、戰慄、激しい弛張熱がある。患者は以前にアメーバ性赤痢に罹つたことがあるかを調べる。

(五) 左季肋部の痛み

マラリア或は腸チフス等 　では脾臓が腫れ、其の被膜に炎症のある場合に起る。

(六) 右腸骨窩(右下腹部)の痛み

蟲様突起炎(盲腸炎) 　では一般に激しい痛みが右腸骨窩に突發する。又痛みが最初上腹部に始まり、次いで右腸骨窩に來ることも少くない。痛みの外に腹壁の硬直、嘔吐、發熱、便秘等がある。

其の他腸チフス、バラチフスの場合に、右腸骨窩を壓迫すると痛みを感ずることがある。同時に又ごろ／＼いふ音がする。是等の病では特有の發

熱がある。

(七) 左腸骨窩(左下腹部)の痛み

之は赤痢、大腸カタル等で、大腸下部に炎症のあるとき起り、其の部分を押迫すると痛みが増す。

(八) 中央下腹部の痛み

之は男子では膀胱の病の場合に起り、壓迫すると痛みが増し、尿道の方へ擴がる。女子の場合は膀胱や子宮等の病に於て屢々起る。

膀胱炎 　では痛みの外に、尿意の頻繁、尿濁がある。

第六十五章 腹部の膨脹(鼓腸)

腹部の膨脹が上腹部だけに現はれると、通例胃の擴張を考へる。然し腹全體が膨れて、皮膚に光澤が現はれ、緊張して、之を軽く敲けば、袋、或は空氣の満たされた物を打つた時に感ずるやうな音がする。此の現象は、腸内にガスが溜まつて起るので、之を鼓腸といひ、腹腔内に液體が溜まつた場合(腹水)と誤まることがある。

鼓腸は腸炎、腸結核、赤痢、腸チフス等に於て見ることが出来る。

急性腹膜炎と腸閉塞では、腹部は急速に脹るもので、糞便もガスも出ず、同時に痛みと發熱と嘔吐を伴ひ、脈搏は微弱で、顔には苦悶の状が現はれる。

第六十六章 衄血

衄血は、鼻の粘膜の損傷、糜爛、潰瘍、其の他腸チフス、マラリア、肝臓病、心臓病、腎臓病等の場合に起る。

第六十七章 咯血

血液が呼吸道を通つて出るのを咯血といふ。此の場合、血液が呼吸器から出たのであつて、口や鼻や胃から出たのでないことを確かめなければならない。注意深く齒齦と鼻を検査する。咯血は、一般に泡沫を混じ、鮮紅色を呈して、激しい咳と呼吸困難を伴ふものである。然し胃から出た血は暗褐色で、一部は凝つて、一部は消化され、空気を混ぜず、時には食物の残りが混つてゐることがある。

患者に質問して、常に咳をするか、胃を患つたことがあるかを確かめる。咯血は激しい咳と共に起り、吐血は前以て嘔氣を感ずるものである。

咯血は肺に病のある場合屢々起るもので、殊に肺結核に多いから、次ぎの徵候即ち咳、痰、羸瘦、食慾不振、疲勞、午後の微熱、盜汗、貧血等があるかを調べる。(第四十一章の四「肺結核」の部参照)

心臓の病でも咯血を起すことがある。過激の仕事をした後に、呼吸促進があつて、暗紅色粘稠の血液を咯出する。此の場合には軽い浮腫が足背にあるかを注意する。

咯血は又痘瘡、重症黄疸、或る種のレウマチス等の場合に起ることもある。

第六十八章 假死

假死は、意識喪失、感覺と運動の消失、呼吸と心臓搏動の微弱或は休止を特徴とする。卒中或は昏睡は脈搏と呼吸運動の存在に依つて假死と判別される。

假死は感情の激動、或は猛烈な疼痛(上腹、下腹、睾丸に於ける打撃、又は膽石、腎臓結石、及び腸の痙攣等)で起ることがある。

ヒステリーでは屢々球状物が下腹より咽頭に上つて来るやうな感じがあつて假死が起る。

癲癇では痙攣發作があつて、口から泡を出し、排尿する。意識を恢復した

後發作中のことを記憶しない。

多量の出血、例へば外傷、咯血、吐血、衄血、腸出血等でも假死が起る。心臟病特に狭心症は致死的假死を惹起することがある。

第六十九章 下肢の腫れ

下肢の腫れは片脚か或は兩脚に來る。片脚の腫れは打撲傷、骨折、毒蟲・毒蛇の螫傷、癰癤、淋巴管炎、丹毒、蜂窠織炎、筋炎、骨膜炎、骨髓炎等色々の場合に現はれ、痛みがあつて赤くなる。

靜脈炎 では下肢が腫れ、其の部分の皮膚に光澤がある。靜脈に觸れて見ると堅い紐の感じがして壓痛がある。靜脈炎は屢々靜脈瘤の合併症として來る。又腸チフス等の傳染病の經過中に起ることがある。兩脚の腫れは心臟病、腎臟病、脚氣等の病に現はれる。

第七十章 胸痛

肺炎 では急激に襲ふ強烈な痛みがあり、激しい惡寒、發熱、咳、呼吸困難、執拗な痰を伴ふ。痰は鐵銹色や帶黃色等をしてゐる。

濕性肋膜炎 では鈍い痛みで、肺炎よりは激しくない。多くは胸の側方下部に感ずる。呼吸困難、頻繁な乾咳があり、痛みや咳は運動すると激しくなる。乾性肋膜炎 では痛みは激しくないが、執拗で數箇月續き、僅かな胸の運動に依つても増す。

肋間神經痛 はレウマチス性のものが多く、時にはマラリアに起因することもある。熱は輕微で、局部の神經を壓迫すると、痛みは其の神經に沿ふて擴がる。往々神經の經路に一致して疱疹(ヘルペス)が現はれる。

第七十一章 痙攣

之は廣汎に互る筋肉の急激なる不隨意の收縮で、時には身體の或る部分から始まつて、身體全部に互ることがあり、又部分的に範圍が限られてゐる場合もある。即ち顔、四肢、半身等である。

身體全部の痙攣には、始まつたときの状況を調べる。痙攣が發作性に始まり、叫聲を出したか、顔が初め蒼白となり、後に充血し、瞳孔が散大したか、痙攣が少しづつ鎮靜して、騒々しい呼吸をしながら深い眠りに陥つたか、數分経つて徐々に眠りから醒め、精神は朦朧として、激しい頭痛を訴へたか、發作のと

き倒れて傷を受け、或は舌を嚙んだか、發作中に尿を漏らしたか、發作に就いての記憶があるか(第五十四章の五「癲癇發作と其の手當」の部參照)。或は反對に、患者が氣持の悪くなることなしに倒れ、痙攣と同時に身體を捻つたり、芝居がかつた身振りをしたか、斯様な事はヒステリーの發作に見るところである。

又痙攣は、熱性病の經過中によく現はれるものである。例へば腦膜炎がそれである。時としては、腸チフス、急性關節レウマチス、肺炎、發疹性熱病、コレラ、マラリア等にも現はれることがある。

熱性病以外 では尿毒症の痙攣がある。呼氣にアンモニア臭があるか、瞳孔が収縮してゐるか、呼吸困難か、排尿が減少若くは絶無かを調べる。又慢性腎臓炎の徴候、即ち浮腫、蛋白尿等があるかを調べる。(第四十五章の一「急性腎臓炎」及び同章の二「慢性腎臓炎」參照)

糖尿病 の痙攣では呼氣に林檎臭或はアセトン臭があるか、尿に糖があるかを調べる。

其の他痙攣は中毒特に鉛中毒、妊婦・産婦の子癇、腦の古い外傷、或は微毒性の腦疾患等の場合に起ることがある。

第七十二章 呼吸困難(呼吸促迫)

呼吸は通常一分間十六内外であるが、呼吸困難の場合は更に増加し、胸内苦悶、唇の紫藍色、冷汗等を伴ふ。總て熱の有るときは呼吸の數が普通よりも多くなる。

肺炎 では發病の初め呼吸困難があり、胸に痛みを起す。従つて、深い呼吸が出来ない。(息がはずむ)。

肋膜炎 では呼吸困難は肺炎程激しくない。

肺結核 では病の初期に多少呼吸の困難がある。熱の有る間は増し、末期には激しい呼吸困難を起すことが多い。

喘息 では呼吸困難が發作性に起り、主として呼氣が困難で喘鳴(ぜいぜいと音がすること)を發する。

心臟病 では病の初期には、運動時のみ呼吸困難が起るが、病が進むと安静時にも起り、且つ動悸、足の浮腫、尿量減少等がある。

腦、或は腦膜の病 例へば腦腫瘍、腦膜炎、腦膜出血等又は尿毒症では呼吸が不正になる。

第七十三章 昏睡

此の場合、意識と感覺を失ひ、運動をしなくなるが、脈搏と呼吸は有る。假死は意識の喪失を來たすもので、昏睡と似たやうな状態を呈するが、脈搏と呼吸が殆んど認められないことに依つて、昏睡と判別される。

昏睡が頭の外傷に依つて起つた場合は、顔が蒼白になり、脈搏と呼吸の微弱、體溫の下降(第三十四章「腦震盪」參照)、或は鼻口及び耳からの血液又は漿液の流出があつたかを調べる(第二十八章の四「頭蓋骨の骨折」の部參照)。又昏睡状態が痙攣の後に起つたか、患者が舌を噛んだか(第五十四章の五「癲癇の發作と其の手當」の部參照)を調べる。妊娠してゐる婦人に昏睡と痙攣が起つたら、子痙を想起させる(第五十五章「妊娠」參照)。頬が呼吸毎に膨らむか、四肢が片方だけ舉らないか(第三十八章「卒中(腦溢血)」參照)。呼吸に特別な臭氣、例へば、アルコールの臭氣、アンモニアの臭氣(尿毒症)、林檎の臭氣(糖尿病)があるかを調べる。

昏睡は急性傳染病、例へば發疹性熱病、腸チフス、丹毒等の経過中に起り、或は中毒(特に酸化炭素)の場合にも起る。

第七十四章 眩暈

耳の病 では往々眩暈を起し、身體の平衡を失ひ、起立歩行が不安定になる。多くは片方の耳に耳鳴がある。

動脈硬化症 では脈搏が緊張し、動脈が固くて曲りくねつてゐる。斯様な人の眩暈は、腦出血を警戒しなければならぬ。

神経系統の病 例へば腦腫瘍、脊髄癆、腦脊髄膜炎、癲癇、腦貧血、神經衰弱等には眩暈が起る。

其の他心臟病、全身貧血、胃腸病、十二指腸蟲、中毒(煙草、アルコール、阿片、酸化炭素、燈火用瓦斯等)でも眩暈が起ることがある。

第七十五章 熱

體溫の上昇即ち熱が有れば、體に暑さを感じ、皮膚と舌が乾き、食慾は減じ、脈搏と呼吸の數が増し、尿量は減少して濃くなる。又神經障礙(頭痛、眩暈、興奮、譫妄、不眠、嗜眠)を伴ふ。

發熱の原因は複雑であるが、大部分は傳染性疾病や化膿などである。

熱には次ぎの如き型がある。

- (一) 稽留熱——朝と夕の體温に殆んど變化が無いものをいふ。例へば腸チフスの熱の如きものである。
- (二) 弛張熱——朝夕の體温の差が一度以上のものをいふ。例へば重症肺結核の熱の如きものである。
- (三) 間歇熱——有熱の時間は短くて、平温となり、一定の間隔を置いて、再三發熱を繰返すものをいふ。例へばマラリアの熱の如きものである。一般に熱の出る前には、惡寒があり、高熱の場合には更に戰慄がある。又熱の降るときには、發汗する。殊に高熱が急激に降るときは、多量の發汗(脱汗)を伴ふものである。

第七十六章 黄疸

黄疸では、膽汁が血液に混入して、皮膚や粘膜が黄色になる。此の現象は肝臓の病變に因ると、膽汁の腸への流入阻碍とに因るものがある。後者の場合では、尿が濃い黄綠色を呈し、糞便は靛色し、灰白色の粘土に似てゐる。前者の場合は、尿の様子は同じであるが、糞便は靛色することなく、色が濃くな

る。其の外黄疸では、皮膚が痒く、脈搏が減ずる(六〇或は其の以下)。無線電信に依つて相談する場合、黄疸が以前からあつたか、最近罹つたのかを明瞭にする必要がある。

(一) 急性黄疸

カタル性黄疸　は消化器殊に胃、十二指腸の炎症後に起ることが多い。黄疸を發する少し前に胃障、即ち舌苔、食慾減退、嘔氣、或は嘔吐、多少の下痢、輕微の發熱、全身倦怠等があつたかを調べる。

膽石で輸膽管が閉塞する爲めに起る黄疸　は右上腹部の猛烈なる疝痛を伴ふ。

中毒性黄疸　は砒素、アンチモン、燐等に因る急性中毒症に起る。此の場合、食物、藥品、吐物等に就いて調べる。

黄疸は以上の外、色々の重症経過中に、例へば腸チフス、發疹チフス、肺炎、黄熱、敗血症等の経過中に現はれることがある。

(二) 慢性黄疸

數週間以上續く此の黄疸は肝臓、脾臓、腎臓、心臓等に關係する重症疾患に於て現はれる。是等の病は、醫師が居らなければ手當することが出來

ないから、入院の必要がある。

第七十七章 嘔吐

種々の病に來る徴候で、診断の助けになるから、次ぎの點に注意するがよい。

(一) 吐物の性質

吐物が食物か、粘液か、水様か、胆汁か、綠色か、血液色か、膿か、糞便様か。

(二) 嘔吐時の状態

嘔吐が困難か、容易か。

(三) 嘔吐以外の状態

熱が有るか、痛みが有るか、激しい咳が有るか、外見上健康か。

消化不良 では、食べた物を其のまま嘔吐する。食物を多く食べた後に起る。

食物中毒 では、嘔吐に次いで下痢が起る。中毒の激烈な場合は、コレラに似た症状を呈する。時には發熱し、皮膚に赤色の發疹を見る。

藥品中毒 酸、アルカリ、昇汞、砒素等の中毒では、吐物は血液を混じ、藥品に依つては口内が糜爛し、特別の臭氣がある。例へばアンモニアの中毒では、

アンモニア臭、燐の中毒では大蒜臭がある。

腦や腦膜の病 では、嘔吐が困難を伴はずに起る。

蟲様突起炎(盲腸炎)、急性腹膜炎、腸閉塞、嵌頓ヘルニア、鉛中毒等 では、

激しい腹痛があつて嘔吐する。腸閉塞では後で糞便様のものを吐く。

胃擴張 では、前夜、時には數日前攝つた食物を嘔吐する。

胃潰瘍や胃癌 では屢々吐血するが、喉からの出血や、咯血や、衄血でない

ことを確める。胃潰瘍の吐血は、量が多くて暗赤色を呈し、胃癌の吐血は量が

少くて黒味が強く、コーヒー滓様に變色してゐる。

其の他種々の傳染病、尿毒症、激しい咳の出る病でも屢々嘔吐する。

第七十八章 譫妄

之は幻覺、連絡のない思想、不合理の行爲等に依つて示される腦の障礙である。之には單純な妄想のみのももあるが、他人や自分に危害を加へる程の重いものもある。

譫妄は、或る病の経過中に現はれる一徴候であるか、又は精神病の重要な徴候であるかを考慮しなければならない。

熱性病では往々譫妄を起し、之は病の重態を示すものであるから、他の徴候と共に之を醫師に知らせる。熱が無くて譫妄を起したときは精神病と断定する前に、次ぎの諸項に依つて事實を確かめなければならぬ。

- (一) 病人が傳染病に罹つてゐるか、ゐないか。
- (二) 中毒に因るのではないか。
 - (イ) アルコールに因る中毒(職業上の譫妄、動物の幻影、震顛、震盪)。
 - (ロ) 鉛に因る中毒(腹痛、齒齦の縁が白色になる。便秘)。
 - (ハ) 麻薬に因る中毒(阿片、モルヒネ、コカイン等)。
 - (ニ) 自家中毒に因るのではないか。
 - (イ) 尿毒症の譫妄(尿中の蛋白の存在、顔と手足の浮腫)。
 - (ロ) 糖尿病の譫妄(尿中の糖の存在、林檎の臭氣ある呼氣)。

第七十九章 多尿

一晝夜の尿量は普通一・二立乃至一・五立であるが、多尿の場合には二立乃至三立、或はそれ以上に達する。

糖尿病 では尿量が増して數立に達し、尿意が頻繁で、口が渴き、食慾が増

進する。此の場合尿の糖分を検査しなければならぬ。

慢性腎臓炎又は萎縮腎 では尿量が増加して、三立内外となり、特に夜間頻繁に排尿する。

尿崩症 では尿が十立から十五立に達し、非常に稀薄になる。蛋白や糖は無_ろ。絶えず口が渴く。

第八十章 腰痛

一般に「腰が痛い」といふのは、色々の病の爲めに起るが、主なるものは次ぎのやうなものである。腎臓の病では、腰の痛みよりも、尿の變化の方が診断に重要であるから、尿中に蛋白の有無を検査することが必要である。

膀胱の病 では膿や血液が出て排尿にも苦痛を伴ひ、尿意頻繁となる。

腰椎カリエス では、骨に痛みがあり、胴の周圍を締められるやうな感じ(带状感覺)や、又脊椎骨の硬直(之は地上の物を拾はせれば、直ちに判る)がある。下肢に麻痺とむずかゆさがある。痛みは更に脊柱の上部から下部、足趾にまで及ぶことがある。

腰筋レウマチス は寒冷に因つて起ることが多く、腰の中央或は其の兩側が

痛み、腰を屈伸すると痛みが増す。従つて歩くことや體を傾けることが困難になる。時に輕熱が二、三日続く。

坐骨神経痛 は腰から臀部、下肢の後側にかけて引きつるやうな痛みがあり、膝を伸ばしたまゝで體を前方に屈することが困難である。

急性傳染病 例へば痘瘡、腸チフス、バラチフス、流行性感冒等の初期に於ては、腰部の痛みと、身體に凝りを感じる。此の場合、發熱其の他の徴候が診斷に必要で、痛みは單に隨伴的の徴候に過ぎない。

第八十一章 頭痛

頭痛は大多數の病に共通の一徴候であるから、熱が有るか、頭以外に痛みが有るか。痛みが頭の一部か全體か、眩暈、嘔氣、嘔吐、便秘、蛋白尿、糖尿は無い。眼、鼻、耳の病等は無い。嘗て癲癇を起したことは無いかを調べる。

第八十二章 下痢

便通は毎日一回づゝあるのが普通で、其の回數が増し、大便が半流動狀又は流動狀になるのが下痢である。此の場合には、次ぎの事柄に注意しなければな

らない。

下痢が一日何回あるか、且つ何日續いてゐるか。一日二、三回から數十回に及ぶこともある。下劑や飲食物等に原因する場合は、通例二、三回乃至五、六回位で止まるが、赤痢、コレラ等の場合は回數が多く、持續も長い。

通常の大便は淡褐色の軟かい圓柱狀をしてゐるもの(常便)であるが、軟泥狀或は流動狀で、異常の成分を含んで(單純下痢便)ゐないか、食物の殘片が原形のまま混じてゐる(不消化便)か、卵の自身或は葛湯に似たものがある(粘液便)か、血液が混じてゐる(第六十二章「腸出血」參照)か、粘液と血液が同時に混じてゐる(粘液血便)か、鯉の鹽辛に似たものが混じてゐる(腐肉様便)か、米の磨ぎ汁の様なもの(米泔汁様便)ではないかを注意する。其の内粘液便、粘液血便、腐肉様便は赤痢の場合に見るもので、米泔汁様便はコレラの大便の特徵である。

其の他大便の色や臭氣は、食物や服藥等の影響で變化し、黄疸の場合には、灰白色粘土様となり、腐敗性惡臭がある。

日本船舶醫療便覽終

附
録

海員の食料、衛生及び醫療
に關する法令拔萃

附 録

海員の食料・衛生及び醫療に關する法令拔萃

一、船 員 法 (昭和十二年八月十三日 法律第七十九號)

第二十一條 船舶所有者ハ海員ノ乗船中勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ食料ヲ支給スルコトヲ要ス

第二十二條 船舶所有者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ船舶ニ醫師ヲ乗組マシメ又ハ醫療設備ヲ爲スコトヲ要ス

二、船員法施行令 (昭和十三年三月二十四日 勅令第三百三十五號)

第十條 船舶所有者ハ其ノ費用ヲ以テ逕信大臣ノ定ムル食料表ニ依ル食料ヲ海員ニ支給スルコトヲ要ス但シ漁船、沿海區域ヲ航行スル船舶又ハ總噸數千噸未滿ノ船舶ノ海員ニ支給スル食料ハ當該食料表ニ依ラザルモノナルコトヲ妨ゲズ

第十一條 遠洋區域ヲ航行スル船舶ニシテ最大搭載人員百人ヲ超ユルモノニハ醫師ヲ乗組マシムルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ管海官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ期間ヲ限り之ヲ乗組マシメザルコトヲ得

第十二條 遠洋區域又ハ近海區域ヲ航行スル船舶ニハ逓信大臣ノ定ムル醫藥其ノ他ノ衛生用品及醫療書ヲ備フルコトヲ要ス

第十三條 前二條ノ規定ハ漁船ニハ之ヲ適用セズ

三、船員法施行規則 (昭和十三年三月二十五日 逓信省令第二十一號改正)

第五章 乗組員ノ保護

第二節 食料及醫療

第七十條 船員法施行令第十條ニ規定スル食料表ハ第二號表船員標準食料表トス

第七十一條 省略

第七十二條 船員法施行令第十二條ニ規定スル醫藥其ノ他ノ衛生用品ハ遠洋區域ヲ航行スル船舶ニ在リテハ第三號表甲種衛生用品表ニ、近海區域ヲ航行スル船舶ニ在リテハ第四號表乙種衛生用品表ニ依ル

第七十三條 船員法施行令第十二條ニ規定スル醫療書ハ逓信省監修日本船舶醫療便覽トス

第七十四條 醫師ノ乗組マザル船舶ニ於テ船長ガ傷病者ニ手當ヲ爲サントスル場合必要アリト認ムルトキハ醫師ノ乗組メル最寄ノ船舶又ハ逓信大臣ノ告示スル病院ニ對シ無線電信ニ依リ手當ニ關スル指示ヲ受クルコトヲ得

第七十五條 前條ノ指示ヲ求メラレタル船舶ノ船長ハ遲滯ナク其ノ醫師ノ指示ヲ通報スベシ

第七十六條 前條ノ規定ハ醫師ノ乗組メル他ノ船舶ノ船長ヨリ醫療處置ニ關シ指示ヲ求メラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十七條 船舶所有者ハ船内ニ醫療簿ヲ備置キ船長又ハ醫師ハ之ニ傷病者ニ付左ノ事項ヲ記載スベシ

一 氏名、年齢及職務

二 傷病名

三 傷病ノ原因

四 負傷又ハ發病ノ年月日

五 療養處置ノ概要前三條ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ旨

六 治癒、下船又ハ死亡ノ年月日

七 前二條ノ規定ニ依リ指示ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末

船長又ハ醫師ハ毎月一回醫藥其ノ他ノ衛生用品ヲ點檢シ其ノ消費及補充ノ狀況ヲ前項ノ醫療簿ニ記入スベシ

第七十八條 醫師ノ乗組メル船舶ニ在リテハ船舶所有者ハ毎年二回以上醫師ヲシテ乗組員ノ健康診斷ヲ爲サシムベシ

第七十九條 船舶所有者又ハ船長ハ船内ニ於テ使用スル食器其ノ他ノ司厨用品及寢具ヲ常ニ清潔ニ保チ其ノ他船内衛生ノ保全ニ付必要ナル措置ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ醫師ノ乗組メル船舶ニ在リテハ其ノ意見ヲ徵スベシ

第二號表(第七十條關係)
船員標準食料表

品 目	週 量
米	五、五〇〇 _{グラム}
骨 附 肉	一、二〇〇
骨 附 魚 肉	一、二〇〇
生 野 菜	三、四〇〇
漬 物	八〇〇
味噌、醬油、砂糖其ノ他	適 宜

備 考

- 一 本表ニ掲グル食料ノ週量合計ハ二六、〇〇〇カロリーニ相當スルモノトス
- 二 本表ニ掲グル食料ニ代ヘ之ト同一以上ノ栄養素ヲ包含スル食料ヲ支給スルヲ妨ゲザルコト
- 三 主食物中米ハ成ルベク胚芽ヲ含ム無砂搗米トス
- 四 白米ヲ用フルトキハ白米一〇〇グラムニ付麥一一〇グラムヲ代用シテ白米ニ麥ヲ混用スルコトヲ得ルコト
- 五 骨附獸肉ノ可食分ハ六六%トシ骨附魚肉ノ可食分ハ五四・六%トス

第三號表(七十二條關係)
甲種衛生用品表

一 内 用 藥	藥 品 名	數	量	備 考
	アスピリン錠		二〇〇箇	
	アミノピリン錠		五〇〇	
	安息香酸ソーダカフェイン(アンナカ)		五〇瓦	劇 藥
	鹽酸キニーネ錠		二五〇箇	
	稀 鹽 酸		五〇〇瓦	
	規 鐵 丸		五〇〇箇	
	苦 味 チ ン キ		五〇〇瓦	
	健 胃 錠		一、〇〇〇箇	
	醋 酸 カ リ 液		五〇〇瓦	
	サリチル酸ソーダ錠		四〇〇箇	
	サントニン錠		三〇〇	
	次硝酸蒼鉛錠		五〇〇	

重炭酸ソーダ	一、〇〇〇瓦		
シロップ	五〇〇〇		
セネガシロップ	一、〇〇〇〇		
臓器止血成分製劑	五〇錠		
炭酸グアヤコール丸	一、〇〇〇箇		
チアスタールゼ	二五〇瓦		
薄荷水	五〇〇〇		
パールビタール錠(一錠中主薬〇、一瓦)	一〇〇箇	劇	薬
ビタミンB製劑脚氣藥	一、〇〇〇錠		
ヒマシ油	五〇〇瓦		
白檀油又ハコバイバ	一〇〇〇		
ルサム	一〇〇〇		
プロムワレリル尿素錠(一錠中主薬〇、一瓦)	三〇〇箇	劇	薬
ホミカエキス十倍末	五〇瓦		

二 外 用 薬

マグネシア(煨性マグネシア)	一〇〇瓦		
ヨードカリ錠	二〇〇箇	劇	薬
硫酸マグネシア(硫苦)	一、〇〇〇瓦		
磷酸コデイン錠(一錠中主薬〇、〇一瓦)	一〇〇箇	劇	薬
ロカイヤラツパ丸	五〇〇〇		
ロートエキス十倍末	五〇瓦	劇	薬

薬品名	数	量	備考
亜鉛華オレフ油		五〇〇瓦	
亜鉛華ゴム絆創膏		三本	
亜鉛華濃粉		五〇〇瓦	
アールコール		一、〇〇〇〇	
アンモニア水		五〇〇〇	
イヒチオールスルホン酸			

アンモン(イヒチオール)
 乳酸エトオキシシヂア
 ミノアクリヂン
 鹽 素 酸 カ リ
 オ レ フ 油
 過 酸 化 水 素 水
 過 マンガン酸カリ
 稀 ヨードチンキ
 グ リ セ リ ン
 ク レ オ ソ ー ト
 ク レ ソ ー ル 石 鹼 液
 醋 酸 鉛 (鉛 糖)
 サリチル酸アルコール
 (五%)
 硝 酸 銀
 蒸 溜 水
 消毒クリーム(性病豫防薬)

二五〇〃
 一〇〃
 五〇〃
 五〇〃
 五〇〃
 二五〃
 五〇〃
 五〇〃
 二五〃
 一、五〇〃
 五〇〃
 五〇〃
 二五〃
 二五〃
 七〇〃
 適 宜

劇 藥
 劇 藥
 劇 藥
 劇 藥

品 名	三 醫 療 器 械 類	數	一 具 量	備 考
水 銀 軟 膏			五〇〃瓦	
タ ー ル パ ス タ			五〇〃	
タ ン ニ ン 酸 ロ ー ト 坐 劑			五〇箇	
デ ル マ ト ー ル			二五瓦	
燃 料 用 ア ル コ ー ル			五〇〃	
白 色 ワ セ リ ン			五〇〃	
ビ ッ ク 膏			一 本	
硼 酸 軟 膏			二、〇〇〃箇	
ハロゲンオキシメルクリフ ルオレスセインナトリウム			一、〇〇〃瓦	劇 藥
ヨ ー ド ホ ル ム			一〇〃	劇 藥
硫酸亜鉛水(〇・五%)			二五〃	
			五〇〃	

木	膏	膏	漏	藥	乳	液	竿	天	器	消	同	卷	反	洗
栓	藥	藥			鉢	量	秤	械	毒	毒	同	綿	射	眼
					乳	器	(二)	消	ガ	ガ	(耳)	子	コ	コ
					棒	二〇〇	瓦	毒	ー	ー	鼻	咽	ツ	ツ
拔	筥	板	斗	製	匙	cc	用	器	槽	槽	用	用	鏡	ブ

一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇

ス	尿	ゴ	グ	膿	消	縫	縫	探	持	止	兩	有	ビ	彎	直	小
道	道	ム	リ			合	合			血	頭	鈎	ン	剪	剪	外
注	注	カ	セ	毒	毒				針	鉗	鉗	ビ	セ	刀	刀	科
射	射	テ	リ						器	子	子	ン	ツ	刀	刀	器
器	器	ー	ン	盆	盤	糸	針	子	器	子	匙	ト	ト	刀	刀	器
ト	器	テ	灌	盆	盤	糸	針	子	器	子	匙	ト	ト	刀	刀	器

一	一	三	一	一	一	一	五	二	一	三	一	二	二	一	一	三
一	一	三	一	一	一	一	五	二	一	三	一	二	二	一	一	三
一	一	三	一	一	一	一	五	二	一	三	一	二	二	一	一	三

防	安	氷	氷	防	綿	晒	副	片	三	卷	ヨ	ガ
水	全			水	フ	腰		眼	角	八	六	五
				紙	ラ	木				裂	裂	裂
				(亞	ネ	綿	木	帶	巾	同	同	同
				麻	ル					半	反	卷
				仁						繻	繻	帶
				油						ム	ム	ガ
				紙						ガ	一	九
)						一	ド	ゼ
										ホ	ル	米
										ル	ム	
										ム	ガ	
										一	ゼ	
										ゼ	米	
										米		

三	一〇〇	三	二〇	一〇〇	三	五	二	一〇〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	瓶入	一〇
米	〃	〃	筒	枚	米	反	〃	〃	〃	〃	〃	筒	筒	二	反

脫	豪	カ	點	藥	投	投	投
脂	藥	ブ			外	内	外
綿			眼	包	藥		藥
四〇〇	容	セ					瓶
瓦	器	ル	瓶	紙	用	用	袋
					用	用	用
							箋
							三〇
							cc
							六〇
							cc
							一〇〇
							cc
							二〇〇
							cc
							四〇〇
							cc
							瓶

二	一〇〇	五〇	五〇	二〇〇	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	五〇	一〇〇	五〇
包	〃	〃	筒	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	筒

懷	指	尿	挿	吸	繃	雜	手	手	手	體
	サ		込		帶		洗	術	術	溫
			便		入		刷	敷		
爐	ク	器	器	器	刀	鋏	毛	衣	布	計

一〇	三六	一	一	一	一	一	二箇	二	二枚	三箇
----	----	---	---	---	---	---	----	---	----	----

第四號表(第七十二條關係)
乙種衛生用品表

備考

一 本表ニ掲グル數量ハ發航當時ニ備フベキモノヲ示ス 航行中消費シタル爲右ノ數量ニ達セザルニ至リタルトキハ次ノ到著港ニ於テ能フ限り之ヲ補充スルコト

一 内 用 藥

ア ス ピ リ ン 錠	健 胃 錠	コ ロ ダ イ ン	次 硝 酸 蒼 鉛 錠	重 炭 酸 ソー ダ	ビ タ ミ ン B 製 劑 脚 氣 藥	ヒ マ シ 油	白 檀 油 又 ハ コ バ イ バ ル サ ム	葡 萄 酒	ブ ロ ム ワ レ リ ル 尿 素 錠 (二錠中主藥〇、二瓦)	硫 酸 マ グ ネ シ ア (硫 苦)	磷 酸 コ デ イ ン 錠 (二錠中主藥〇、〇一瓦)
藥 品 名	備 考	劇 藥									

ワレリルアセチルフエノール
フタレイン錠
(二錠中主薬〇二瓦)

二 外 用 薬

薬 品 名	備 考
亞鉛華オレフ油	
亞鉛華ゴム絆創膏	
アルコトール	
アンモニア水	
オレフィン油	
過酸化水素水	
稀ヨードチンキ	
グリセリン	
クレオソート	
クレゾール石鹼液	
サリチル酸アルコール(5%)	

劇 薬	備 考
-----	-----

三 醫 療 器 械 類

水 銀 軟 膏	
硼 酸 錠	
硼 酸 軟 膏	
ピ ツ ク 膏	
ヨ ー ド ホ ル ム	
硫 酸 亞 鉛 水 (〇・五%)	
小 外 科 器 械	
消 毒 盤	
止 血 帶	
ス ポ イ ト	
ゴ ム カ テ ー テ ル	
體 溫 計	
灌腸器(イチヂク灌腸器)	
洗 眼 コ ッ プ	
挿 込 便 器	

劇 薬

尿 水 氷 懷 指
器 囊 枕 爐
サ
ツ
ク

四 繙 帶 材 料

ガ 昇 脫 卷 三 綿 防 片 副
汞 糸
ガ 脂 繙 角 フ
1 1
ゼ 綿 帶 巾 ル 紙 帶 木
ゼ

五 藥 劑 用 品

藥 藥 藥 漏 液 點 膏 カ
包 紙 匙 斗 器 瓶 匔 ル
セ
ブ

四、無線電信に依る傷病手當指示を行ふ病院の件

(昭和十三年三月二十五日
逓信省告示第八百七十五號)

船員法施行規則第七十四條ニ依ル航行中ノ船舶ニ於ケル傷病者ノ手當ニ關シ無線電信ニ依
ル指示ヲ行フ病院左ノ如シ
本告示ハ昭和十三年三月二十八日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十三年三月二十五日

附 錄

五一四

名 稱

所 在

日本海員掖濟會橫濱病院

橫濱市

日本海員掖濟會大阪病院

大阪市

日本海員掖濟會神戸病院

神戸市

日本海員掖濟會門司病院

門司市

日本海員掖濟會長崎病院

長崎市

遞信大臣 永井柳太郎

附 錄 終

昭和十三年十一月五日印刷
昭和十三年十一月十日發行

定價金八圓

遞 信 省

發行者

東京市京橋區明石町五一番地
日本海員掖濟會
右代表者

角 谷 揆 一

印刷者

東京市神田區美土代町一六番地
島 連 太 郎

印刷所

東京市神田區美土代町一六番地
三 秀 舍

不 許
複 製

60
1539

1
10
0
10

終